

会 議 録

会議の名称		令和5年度第1回つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会		
開催日時		令和5(2023)年9月29日(金)13時30分開会 15時閉会		
開催場所		つくば市役所2階 職員研修室		
事務局(担当課)		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	後藤真紀、根本 希美子、江藤 睦、藤井ひとみ、武田 真浩 吉田 美恵、宮園 弥生、岩崎 信明、飯島 久美子、新谷 幹英、岡崎 慎治		
	その他			
	事務局	根本福祉部長、相澤福祉部次長、岡田障害福祉課長、吉村統括医療技士		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) つくば市児童発達支援センターの整備概要について (2) 設置場所および今後のスケジュールについて		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会			
	2 福祉部長あいさつ			
	3 検討会委員紹介			
	4 事務局職員紹介			
	5 座長及び副座長選出			
	6 議事			
	(1) つくば市児童発達支援センターの整備概要について			

(2) 設置場所および今後のスケジュールについて

(質疑応答及び意見交換)

7 その他

8 閉会

<審議内容>

【事務局（岡田課長）】定刻となりましたので、令和5年度児童発達支援センター在り方に関する検討会を開会いたします。本日は公私ともにお忙しい中、検討会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、福祉部長根本より御挨拶申し上げます。

【事務局（根本部長）】福祉部長の根本でございます。委員の皆様には日頃より障害福祉行政に対しまして、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。本日お集まりいただきました、児童発達支援センターの在り方に関する検討会ですが、この会につくば市児童発達支援センター整備に関する提言をおまとめいただいた際から、約4年を経過してございます。当初の予定であれば、すでに開所し事業を実施していたところではありますが、筑波大学とのPFI事業という整備手法で進めてきたことによりまして、設置が大幅に遅れております。まずこのことに関して、この事業に期待を寄せていただいております市民の皆様、また、つくば市に児童発達支援センターを設置するために御尽力をいただいている委員の皆様には心よりお詫び申し上げます。この後、これまでの経過、今後の設置に向けたスケジュール等、御説明させていただきますが、子供の成長過程に応じた切れ目のない適切な支援を提供する児童発達支援センター開設は急務でありますので、今後もできる限り早い時期の設置に向けた協議を進めていきたいと考えております。委員の皆様には、これまでと同様、児

児童発達支援センター整備に向けて、本検討会での忌憚のない御意見・御助言をお願い申し上げまして、開会に際しましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（岡田課長）】検討会委員の紹介に移ります。令和3年度から任期となっている委員の皆様で検討会を開会するのは、初めてとなりますので、委員の皆様にご自己紹介の方をお願いしたいと思います。お配りしてある委員名簿の順番に従って、後藤委員からよろしくお願いいたします。

【後藤委員】つくば市福祉団体等連絡協議会の会長をしております。つくば市手をつなぐ育成会に所属しております。よろしくお願いいたします。

【根本委員】医療的ケアを必要とする子供の親の会、かけはしネット代表理事をしております根本と申します。よろしくお願いいたします。

【江藤委員】つくば市肢体不自由児者父母の会と名簿には書いてありますが、このほかにNPO法人アッセンブルという、親亡き後相談室というのをやっています。江藤睦と申します。親亡き後相談室というのは、障害を持つお子さんが、親御さんが亡くなった後にどうやって生活していくのかという相談に乗っています。50歳や60歳になって慌てて準備しても間に合わない。子供が小さいころからしっかり準備していかないと、障害のある子たちは難しいなどのお話をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【藤井委員】障害者相談支援事業所1upの藤井ひとみと申します。よろしくお願いいたします。

【武田委員】相談支援事業所筑峯学園の武田と申します。よろしくお願いいたします。

【吉田委員】カフェベルガの吉田といいます。児童の相談、計画相談も行わせていただいております。よろしくお願いいたします。

【宮園委員】筑波大学で小児科医をしております宮園と申します。もともと新生児科医ですが、医療的ケア児のこともカバーしています。よろしくお願いいたします。

いたします。

【岩崎委員】土浦リハビリテーション病院介護医療院の岩崎と申します。医療大学にて障害を持った子供たちを診ていました。よろしくお願いいたします。

【飯島委員】公立保育所所長代表しまして、北条保育所で所長しております飯島です。よろしくお願いいたします。

【新谷委員】つくば特別支援学校の新谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡崎委員】筑波大学人間系の岡崎と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（岡田課長）】続きまして、事務局職員を紹介いたします。

福祉部長の根本です。福祉部次長の相澤です。障害福祉課統括医療技士の吉村です。最後に私、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課課長の岡田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料にあります、つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会要綱の第五条、第1項に従いまして、ここで座長及び副座長の選出を行いたいと思います。座長、副座長については、委員の互選により定めることとなっており、座長は、検討会を代表し、会務を総括することになっております。また、副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理することとなっております。座長、副座長の選出について、委員の皆様の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

【武田委員】事務局の一任でお願いできればと思います。

【事務局（岡田課長）】それでは事務局の方から提案をさせていただきます。事務局案としましては、座長を岡崎委員、副座長を吉田委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【委員】（異議なし）

【事務局（岡田課長）】それでは委員の皆様の御信任をいただきましたので、

座長を岡崎委員、副座長を吉田委員にお願いしたいと思います。岡崎座長、吉田副座長は、座長と副座長席の方に移動をお願いいたします。それでは岡崎座長の方から一言ご挨拶をお願いいたします。

【岡崎座長】御選出いただきありがとうございます。こちらの検討会に関しては、当初から関わらせていただいております。種々の事情により長引いている状況ですが、世の中の取り巻く状況も変化していると思いますので、より良い仕組み並びに建物を作っていけるとよいと思っております。どうぞ、御協力をよろしくをお願いいたします。

【事務局（岡田課長）】ありがとうございました。議事に入ります前に事務局から、会議の公開に関する連絡事項がございます。つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とし、つくば市附属機関の会議及び懇談会の開会に関する条例により公開とすることとしております。また、委員の任期中の会議に関する事務局に寄せられた御意見等については、原則として委員全員で情報共有をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。また、本日の会議は議事録作成のため、お手元にあるマイクを使って発言いただきますようお願いいたします。発言の際には、お名前を言っていただいております。また、本日はマイクの御用意が少ないため、お隣の方と一緒にお使いいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認と、本検討会の設置目的の説明をいたします。資料は、つくば市児童発達支援センターの整備概要について、別紙1-①「児童福祉法の一部を改正する法律の概要」、別紙1-②「児童発達支援センターの機能」、別紙1-③「事業体系図及び職員配置案」、別紙1-④「必要諸室（案）について」です。

次に本検討会について説明いたします。お手元にあります「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会設置要項」をご覧ください。

い。本検討会はつくば市に児童福祉法に規定する児童発達支援センターを設置するにあたり、児童発達支援センターが担う機能のほか、児童の健全な育成に資する機能を加えるとともに、その在り方について有識者、関係者で検討を行うことを目的に、平成30年7月に設置しました。本検討会での検討事項については、つくば市における児童発達支援の在り方に関する事、仮称つくば市児童発達支援センターの在り方に関する事、その他児童の福祉に関する支援に関する事についてとなっており、当事者団体を代表する方、医療福祉の関係者、有識者の方々などから成る委員の皆様にご意見や御助言をいただき、つくば市児童発達支援センターの設置に向けて、検討を進めていくこととなっています。令和元年7月には本検討会から、つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する提言を提出いただき、市はその提言の内容を基に、現在まで児童発達支援センター整備について協議を進めてきました。建物の設置については、当初の計画から遅れておりますが、今後も委員の皆様からいろいろな御意見・御助言をいただきながら、早期の児童発達支援センターの設置に向けて検討していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご意見をいただきます。それではこれからの議事進行につきまして、岡崎座長をお願いしたいと思います。よろしくご意見をいただきます。

【岡崎座長】では議事の方に移ります。議題（1）つくば市児童発達支援センターの整備概要についてということで、事務局の方からお願いいたします。

【事務局（吉村）】資料の児童発達支援センター整備概要をご覧ください。まず事業概要と現在までの経緯について御説明いたします。

児童発達支援センターは、児童福祉法に規定される障害児通所支援施設で、障害や発達に心配のある児童を対象として、児童発達支援事業のほか、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業等を行い、地域の発達支援の中核的な役割を担う機関として、各自治体に設置が求められているものです。

つくば市では、平成30年度から本検討会を開催し、協議を始め、令和元年7月に検討会から児童発達支援センター整備に関する提言の提出を受けました。その後、筑波大学がPFI事業で、春日消防本部跡地に複合施設を建て、その一部を市が賃借し、児童発達支援センター整備を行う計画で協議を進めてきました。しかし、令和3年2月に筑波大学がPFI事業の事業者公募を開始しましたが、当時、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、参加表明する事業者がなく、事業者選定のスケジュールが延伸となり、本年3月に新たな事業スケジュールで公募しましたが、参加表明をした事業者がなく、8月には筑波大学がPFI事業の取り消しを公表いたしました。

つくば市では、児童発達支援センターで行うべき事業については、建物の設置を待たずに、順次開始してきましたが、今後、できるだけ早期の児童発達支援センター開設に向け準備を進めたいと考えています。

次に、3整備内容案について御説明いたします。別紙1-①をご覧ください。これは令和6年4月に施行となる児童福祉法の改正の概要となります。この児童福祉法の改正の中で、児童発達支援センターの役割・機能の強化が謳われています。裏面をご覧ください。現在、児童発達支援センターの課題となっている地域の中核的役割が十分でない、また一般の児童発達支援事業所との役割分担が不明確ということに対して、児童発達支援センターの地域における障害児支援の中核的な役割を明確化するため、専門性に基づく発達支援・家族支援など、この中ほどにある①から④のような、具体的な役割・機能を持つことが示されました。また、今まで医療型の児童発達支援センターでは対象を肢体不自由児としていましたが、児童発達支援センターの類型を一元化し、障害種別にかかわらず、必要な発達支援を行うとされました。つくば市は、児童発達支援センターの整備に関して、地域の中核的な役割を果たす施設として、整備を進めていましたが、より明確に果たすべく機能・役割が示されたこととなります。

次に、別紙1-②をご覧ください。つくば市児童発達支援センターの基本理念である「気づく」「つなぐ」「支える」を実現するために実施すべき機能について示したものになります。本検討会から提出された提言の「児童発達支援センターに必要な機能」という内容に加え、新たに、先ほど御説明した、今回の児童福祉法改正の内容を追加いたしました。(1) 相談支援機能には、地域の発達支援に関する入口として、気づきの段階から保護者に寄り添い、子供への理解を促すことができるような相談体制を作ることを新たに追加いたしました。(2) 児童発達支援事業には、障害種別にかかわらず、すべての子供と家族を受け入れ、多様な専門職の配置等を行い、幅広い専門性に基づく支援を実施することを追加しました。(3) 幼稚園、保育所等への支援については、地域のインクルージョンの中核として、相談に応じたり、研修を実施するなど、幼稚園、保育所等への支援について追加しています。

(4) 関係機関及び民間事業所との連携・支援については、地域の児童発達支援事業所や、放課後等デイサービス事業所等からの子供の支援に関する相談を受けることについて、特に専門性の高い支援を必要とする子供の支援についても応じることを記載いたしました。(5) 家族支援、地域支援機能は、家族支援の一つである、ペアレントメンターについて記載を追加しています。

次に、別紙1-③は、ただ今御説明した児童発達支援センターの機能を実現する、具体的な事業とそれに必要な人員について示したものになります。各事業に必要な専門職員を配置し、専門性に基づく支援を行っていきます。建物の設置を待たずに開始している事業もあり、今後も事業については順次進めていく予定です。

最後に別紙1-④は、児童発達支援センターの必要な諸室についてまとめたものになります。各種事業を実施するために、必要な諸室、面積、数を整理いたしました。児童発達支援センターには、不登校や登校しぶりなど教育上の困り事に関する専門的な相談に応じるための教育相談センターの相談事

業を行うことも計画しています。その事業に必要な部屋も記載をしています。

議題1の説明は以上になります。

【岡崎座長】ありがとうございました。では、ただいまの説明内容につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

【宮園委員】別紙1-③の必要職種のところですか。医療的ケア児コーディネーターについてはどのようにお考えでしょうか。

【事務局（吉村）】児童発達支援事業の中の医療的ケア児のクラスのところは医療的ケア児コーディネーターが入っておりませんが、相談事業の方に医療的ケア児コーディネーターの方の人員を追加するなどの検討をさせていただきたいと思います。

【根本委員】児童発達支援センターの整備概要の1ページ目にある、経緯の中で筑波大学が今回のPFI事業の取り消しを公表ということですがけれども、児発センターを作るにあたって、大学と提携したら、色々な事業が進むことがあるという内容を提言の中に含めていたと思いますが、連携自体が解消されたということではなく、このPFI事業を行ったことだけがなくなって、連携自体はまだ残っているという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局（吉村）】はい。おっしゃる通りです。

【根本委員】ありがとうございます。

【江藤委員】この書面には載っていないのですが、今現在、地域に存在しているつくば市の福祉支援センターとよさと、さくら、くきざきは、この後どうなる予定でしょうか。センター機能というからには児童発達支援センターとの連携とかも考えていくのか、どのような扱いになっていくのかというのが、今のところの説明には一切入ってなかったようなので、もし方針が決まっているのであれば、改めてお知らせいただきたいと思います。

【根本委員】今現在、市が設置していて、民間委託となって福祉支援センターの事業が運営されているかと思います。民間委託をしたその後の考えや、

福祉支援センターの建物自体が老朽化してきているところもあり、そちらとの関係性や役割分担といったところを市としてどのようにお考えなのか合わせて御回答していただければと思います。

【事務局（吉村）】現在、つくば市は、3ヶ所の福祉支援センター（くきざき、さくら、とよさと）で児童発達支援事業を行っています。そちらでは、発達が気になるお子さんの個々の発達状況に応じた支援を実施しているところですが、専門性に基づく発達支援を実施するためには、常に支援内容の質の向上を図っていくことが求められているところになります。児童発達支援センターに専門性の高い人材を配置することで、支援内容の質の向上を図ることができると考えています。いろいろ御意見をお聞きしながら、今後検討していきたいと考えていますので、この場で意見を頂ければと思います。

【岡崎座長】福祉支援センターに関してということで、御意見・御質問はいかがでしょうか。

【江藤委員】今現在ある福祉支援センターに関しては、使用しているお母様方に対するアンケートで非常に満足度が高く、できれば、継続していただきたいと思います。縮小するようなこともなく、今現在利用している方たち、もしくはこの先利用したいという方たちに、不便のないようにしていただきたいと私は思っております。お母様方は、最近特に、TXができて、車の免許を持っていないお母様方が増えています。私たちの頃は車が当たり前でしたが、自転車で通ってこられる方とかもいると思うので、地域にあるということの安心感は何物にもかえがたいと思っております。やはり専門性の高い職員は児童発達支援センターにということで、それは何も問題ないと思いますが、それぞれの福祉支援センターで困ったことが起こったり、何か専門的な知識が必要になったときには、その相談にのるという形でセンター機能というものが果たせるのではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりちょっとお含みいただければと思います。

【武田委員】今までの会議では、3つのセンターは全部、児童発達支援センターの方に集約されて、今の既存の3センターはなくなるという解釈をしていました。今回は、（設置）場所が変わるという話で、場所が変わっても、構想としては変わらないと考えていたので、その流れも含めてどうなのかと感じました。

【岡崎座長】そのあたりで、お答えいただけるところはありますでしょうか。

【事務局（吉村）】今、武田委員からありましたように、児童発達支援センターの整備に関する提言、令和元年7月に出たものには、福祉支援センターの療育部門については民間事業所で対応していないケアを行うことに重点化するため、児童発達支援センターに主職員を集約させるとともに、民間事業所との役割分担を行っていくことを望みますと提言の中にはありました。その当時の福祉支援センターの利用者アンケートの中では、新設される児童発達支援センターの利用を検討したい、どちらかといえばそうしたいという方が約79%という形で児童発達支援センターの利用を検討したいという御回答でした。

【岡崎座長】私の認識としては、3つの福祉支援センターに関しては、そのものがなくなるというよりも、機能が一部変わっていくという形で理解をしていましたが、いかがでしょうか。機能をどのようにしていくかというところも含めて、ここの場で意見をいただきながら、合わせて、本来は児童発達支援センターの中身の検討ということになりますが、福祉支援センターのことも連動して関係してくることですので、引き続き検討していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

【藤井委員】福祉支援センターを残しておいて、機能が変わるということはどのようなことでしょうか。

【事務局（吉村）】今の福祉支援センターの中に、児童発達支援事業と、地域活動支援サービスがあります。こちらの児童発達支援事業を児童発達支援

センターに集約することがいいのではないかと御意見がありました。

【藤井委員】私も中核的役割というところで、児童発達支援センターができるわけだから、市民として、同じサービスを受けられるようにしていくということは大事なことかと思えます。希望される方も、やはり児童発達支援センターに気持ちが行くのではないかと思います。専門職の配置もどこも同じようにというわけにはいかないだろうし、それから備品や器具も、やっぱり新しいところのほうが設備が整っているとなると、やはりそこに行きたいと思えます。それと、場所的なものもあると思えます。実際に今、自転車しか使えないので、福祉支援センターに通えないというお母さんがいます。そのため、中心地に近ければ近いというか、そのようなところであれば、利用しやすくなるかなというふうに思えます。

【岡崎座長】はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【後藤委員】現在の療育で、4歳児と5歳児と6歳児が、療育に通える日数を教えて欲しいです。

【事務局（吉村）】現在の児童発達支援事業の3歳児・4歳児・5歳児は、クラスが2つに分かれています。まず通常クラスと、幼稚園・保育所との併用クラスに分かれています。通常クラス、つまり、幼稚園・保育所に通われていないお子さんに関しては、週1回、親子で通所します。今、幼稚園・保育所等を併用しているお子さんに関しては、2週に1回（月2回）という通所になっています。センターに通わない日は、幼稚園・保育所にお子さんたちが行っていると思えますので、そちらに児童発達支援事業のセンターの先生たちが、幼稚園・保育所の方に出向き、お子さんの様子を見たり、保育所等の先生方とお話をしたり、より幼稚園・保育所で、そのお子さんたちが適応するような方法を一緒に考えるという形で支援をしています。センターには来ていないが、先生たちが、外に出向いているという支援をしています。

【後藤委員】週1回のクラスは午前から午後1時とか1時半までで、お昼を

挟んでいるのでしょうか。

【事務局（吉村）】はい。その通りです。

【後藤委員】併用クラスは月2回午後だけでしょうか。

【事務局（吉村）】いいえ。併用クラスも、3歳児・4歳児に関しては、同じように、朝からお昼を挟んで午後1時過ぎまでです。

【後藤委員】5歳児になったら、月2回午後だけになっていると思いますが、併用していると言っても、全部行けてないお子さんがいるということは、通っている療育の先生はご存じだと思いますが、実際に幼稚園の（利用時間の）短縮を園から言われたり、日数も5日間ではなく、3日や4日と言われている方のフォローをしてもらえていない親子が実際にいます。こちらの中にも障害種別の支援が、障害種別にかかわらず、すべての子供と家族を受け入れるとなっていますが、障害種別によって幼稚園での扱いが違うのに、同じ支援をされていたのではこぼれてしまう親子が実際にはいます。発達障害と知的障害を一緒に療育をすとか、そういうインクルージョンは良いが支援の仕方は別にしていきたい。3歳・4歳の時は、月2回通っていたのに年長になってからは、午後しかいけず、午前中も家にいたり、それ以外の幼稚園に通えない日のフォローをしてあげてほしい。民間の事業所使えばいいという事ではなく、民間の事業所を使ってもうまくいかなかったケースとか、一人ひとりの相談に乗っていただくようにしてほしいと思います。障害種別にかかわらず、すべての子供を受け入れるということはよいと思いますが、同じ支援ではよくないと思います。

また、別紙1－①改正する法律の概要の改正の概要4についてです。児童の意見聴取等の仕組みの整備についてですが、障害のある子どもの意見聴取はどのように対応するのかお伺いしたいです。

【事務局（吉村）】別紙1－①改正の概要4については、主に児童相談所や、入所施設の措置とか保護等の際に、児童の意見とか意向も勘案して措置を行

うということを謳っている概要になります。児童発達支援センターの中での相談や、児童の支援にあたり、お子さんの思いとか、保護者様の思いなどを勘案していきながら個別支援計画を立てるということは、大事なことになってきています。お子さんの意見（どうありたいか）も含めて支援を検討していきながら進めていきたいと思っています。

【後藤委員】障害のある子供が虐待されていたとき、子供の意見は言えないですね。小さいお子さんも同じだと思います。そのような場合もこの中に入っているのか、児童相談所の方では、普通のお子さんの虐待と、障害のあるお子さんの虐待と両方あると思いますが、児童発達支援センターの方が障害のあるお子さんについては、専門的にわかると思います。児童相談所と児童発達支援センターとの兼ね合いというものがあるかもしれないが、障害のあるお子さんの意見というのは、誰がどういうふうに汲み取るのかということについて何か考えられているのかと思いました。

【武田委員】うちの法人には、児童入所施設があるので、おそらくここで言わんとしているところは、入所は措置と契約があり、特に措置のお子さんは、どちらかという措置という強制権もあり入所になっています。うちの入所施設にも措置で入ってきている子がいます。近年の傾向を見ると、きちんとお子さんの障害程度によって話すことができないとか、話していることが不明瞭とかありますが、お子さんの意思とか意見、意向をきちんと聞きましようという流れになってきています。そのことについて、この別紙1-①改正の概要4番なのかと思います。

【後藤委員】4番が障害のある子どものことも考えて入っているのかと思ったので、お伺いしました。ありがとうございました。

【岩崎委員】別紙1-④については、筑波大学が契約に関する書類なのか、それとも、もう一度新しく考え直したものなののでしょうか。また、別紙1-④には定員についても書いてあると思います。こちらから、福祉支援センタ

一に通所されている方をどのように受け入れていくのかを計算できると思うのですがいかがでしょうか。

【事務局（吉村）】別紙1-④の必要諸室については、PFI 事業のときに、児童発達支援センターの必要な諸室ということで大きさなどを出すために、国の規定で決まっている1人 2.47 平米以上などというところを勘案しながら、出した数字と、必要と思われる諸室を考えていたものです。今後、設置する場所によっては必要な諸室の大きさなどは変わってくる可能性はあります。今現在、このような諸室が必要になるというイメージです。

定員については、想定ですが、現在、福祉支援センターの方の1日の児童発達支援事業の通所の定員は、さくらが20人、とよさとが20人、くきざきが10人となっています。ここに書いてある通常の定員の方は40名にはなっていますが、必要に応じてこちらの方も、検討していきたいと思います。とよさとは人数が非常に減っており、一クラス開催になっています。通常クラス30名っていうのは、3センターで合わせて30名と、肢体不自由クラス10名として、確保できている数だと思います。

【岡崎座長】現在の福祉支援センターでの事業をどうつなげていくかなど、いくつか検討すべき事項があります。ひとまず、児童発達支援センターの整備概要について、この案に沿ってお考えいただくということで進めていただくということでよろしいでしょうか。

【委員】（異議なし）

【岡崎座長】ありがとうございます。さまざまな意見を含めて進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【岡崎座長】つづきまして、議題（2）設置場所および今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

【事務局（吉村）】児童発達支援センターの整備概要の資料の2ページ目を

ご覧ください。まず、児童発達支援センターの設置場所（案）について御説明いたします。整備場所については、庁内で様々な可能性を検討した結果、春日消防本部跡地の隣地にある春日プラザを改修して整備を進めたいと考えています。春日プラザは4階建てで、総床面積が約4,000平米ありますが、そのうち3フロア、約3,000平米の利用を想定しています。春日プラザを選定した理由といたしましては、市の中心地で交通の便がとても良いこと、近隣に筑波大学があり、各種事業に対する相談や研修をお願いするなど連携が図りやすいこと、また、春日プラザの既存建物の有効活用ができ、改修工事で済むために、新築よりも工期が短くできることなどが挙げられます。以前の本検討会の御意見や利用者アンケートでは、児童発達支援センターの設置場所について、先ほどもあったように中心部にあって行きやすいところが良い、アクセスしやすいところが良いなどの意見がありました。

次に5の今後の整備スケジュール案について御説明いたします。今後の整備スケジュールについては、この図のようなスケジュール案を考えています。まだ、変更になる場合がありますが、できるだけ早期開設を目指して準備を進めたいと思っています。また、児童発達支援センターに必要な事業については、順次始めてきているところですが、今後も建物の供用開始を待たずに、開始していく予定となっています。以上です。

【岡崎座長】ありがとうございました。では、ただいまの説明内容につきまして、何か御質問、御意見がございますか。

【江藤委員】春日プラザ3フロアというふうにあります。今現在1フロアは、筑波大学の方で使われています。それはそのままということでしょうか。

【事務局（吉村）】そちらに関しては検討中ということでは決まっていません。

【根本委員】3フロアの3,000平米あれば、このPFIを提案した時に、主要な諸室として掲げていたもの、予定している定員などが入る大きさということよろしいでしょうか。

【事務局（吉村）】おっしゃる通りです。3,000 平米にすべて入る予定で考えています。PFI 事業の当初案では約 2,000 平米と計算しておりますので十分入る大きさかと思います。

【岩崎委員】春日プラザは、跡地の横で場所としても私たちとしても安心というところですが、元々何に使われていた場所なのでしょうか。

【事務局（吉村）】水道局の庁舎になっていました。

【岡崎座長】駐車場は今のものをそのまま使いますか。

【事務局（吉村）】駐車場が約 90 台程度止められると聞いています。足りない場合は近隣をお借りするなどして、十分な駐車場を整備していきます。

【岡崎座長】バスで利用される方も近く、ペDESTリアンデッキの横なので自転車等で通われる方も通いやすいという点では、前の候補地と同じ利便性ということになりますね。他に御意見がなければ、設置場所及び今後のスケジュールについては、この案の通り進めていただくということによろしいでしょうか。

【委員】（異議なし）

【岡崎座長】ありがとうございます。

【岡崎座長】その他になにかあれば、よろしくお願いたします。

【吉田委員】別紙 1－②の（4）関係機関及び民間事業所との連携・支援についてです。現在、5年前と比べて、放課後等デイサービスや、民間の児童発達支援事業所がすごくたくさんできており、そちらへの支援についてもここに書かれているので、ありがたいなと思っています。もうすでにいろんな問題もあります。今、ペアレントトレーニングやペアレントメンター事業なども、もうすでに前倒しでしていただいている中で、この民間の子どもたちの支援施設に対して、何かしていただけないかなと思っています。（4）の最後の「関係機関が主となる会議、ネットワーク会議」とあります。このよ

うなネットワーク会議で、放課後等デイサービスとか児童発達支援事業所の連絡会を、そちらを主催でしていただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局（吉村）】この点については、課題があり、支援の質の問題や、ネットワークを作りながら市全体の発達支援を底上げしていくというのは、児童発達支援センターの非常に大事な重要な部分であると思われま。こちらについてもしっかりと行っていかなくてはいけないと思っていますが、今年度から保育所等訪問支援事業所の事業所連絡会については開催し、ちょうど昨日開催いたしました。市内の保育所等訪問支援事業所が集まり、研修を行い、それぞれの課題を確認したり、その課題に対して、どういうふうに行っていくかの話し合いをして、お互い見識を高めるといったものを始めました。今後も開設を待たずに整備を進めていきたいと思っています。

【飯島委員】私の保育所でも昨年度、児童発達支援事業を利用していたお子さんがいました。保育士の免許はありますが、保育の現場では、発達支援の具体的な対応は、スキルが弱いと感じています。職員向けの研修で現場の子どもたちや、センターを利用しているお子さんを実際に様子を見て、現場の様子を研修してみるとか、そういった対応など、保育士の質を上げるための研修を実施していただけたらと思います。

【江藤委員】先ほど定員などの関係で、保育所とか幼稚園で、時短にしてもらいたいと、園側から言われて、通えなくなってしまっている方については、本来であれば保育に欠けるところで、お母さんが働きに出るのにあたって、保育園に預かってもらわなければ困るが、その時点で時短にしてもらいたいと言われてしまう。療育も週に1回ということになると、結局お母さん仕事を辞めざるをえなくなってしま。生活も夫婦共働きでないと生活ぎりぎりになってしまう時代です。そういう生活の確立ということに対するフォローというものが、やっぱりどこかで何かが必要になってくると思います。

もちろん保育所の方としても、そういうスキルを身につけて保育士さんになってらっしゃる方達ではないので、無理は言えないと思いますが、そこできちんとフォローできるような体制を作るとしたら、今のままの定員では、まかないきれない部分が出てきてしまうのではないかなと思います。今若いお母さんたちの話を聞くと私たちが子育てしてきた頃と全然環境が違ってしまっていますので、その辺りを考慮していただいて、児童発達支援センターの定員は広さの問題とかありますので、そうすると既存の福祉支援センターを生かしておいたほうがいいのではないかと私は思います。いろいろなところでお話を聞いていると、本当にうちの保育所はすごく良くしてもらっているというお母さんと、保育所の方から時短にしてくれと言われて、午前中しか働けないというお母さんがいたりします。保育所に対して障害福祉課がどうこうというのは難しいと思います。民間の事業所についても、行政指導はできるかもしれないが、どうこう言うことも難しいと思いますので、セーフティーネットとして残していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【岩崎委員】 実際に児童発達支援センターが設置されるのが令和9年となっており、それまでに必要な事業の実施ということになりますが、それは今の既存のセンターを使いながら新たな事業を立ち上げていくことになりませんか。3年間という期間がありますので、具体的なイメージがあるのかというところを教えていただければと思います。

【事務局（吉村）】 いろいろな事業の方を児童発達支援センターの設置を待たずに、設置と同時に始められるようなかたちにしていきたいと思っています。センターとよさと、さくら、くきざきの児童発達支援事業を中心というイメージだけではなく、障害福祉課や障害福祉課に常駐している専門職を中心に事業を作っていくものもあります。そのあたりは市全体でやるべきところを考えながら、やるべきところで進めていきたいと思っています。

【岩崎委員】 児童発達支援センターの設置が先になってしまいますので、必

要な事業については早めに立ち上げていただくことが必要だと考えています。3年先ということで、場所も今回の流れで決まってくるとは思いますが、早めに立ち上げて、一刻も早く設置していただけたらと思います。

【岡崎座長】ありがとうございます。設置前の事業の中に、具体的にどのような事業があり、それがどのような期間で進んでいくのかが見えにくい部分があります。特に現状の福祉支援センターの使い方なども含めてという疑問が上がるのかなと思います。また、すでに民間の事業所の中でも様々な事業が立ち上がっている中で、それをどのように利用者が使っていくか、センターとして民間事業所とどのようにうまく実施していくかを考えていくことは、建物ができる前からできることではないかと思います。関係性を作っていくうえで、建物が完成されたら、うまく繋がっていけるといいのではないかと思います。各事業所で全国展開されたり、地域展開されているというところなどいろいろあると思いますが、各事業所のグットプラクティスのようなものを拾い上げることがセンターの位置づけになると思います。個々の事業所が頑張っていることを、うまく市内全体で回していけるようなことを含めて考えていただけるとよいと思います。また、他の地域から来られている方も増えていて、前いた地域との差を感じている人も多いと思います。そういった点もカバーできるようにセンターの設置に向かっていけたらよいと思います。そういった点も含めてこの検討会の中で考えていけるとよいと思います。御検討いただければと思います。

【吉田副座長】療育については、就学前のお子さんを対象に療育がなされると思いますが、相談機能としては、利用できるのは18歳までですよね。そうすると中学・高校生の方もいらっしゃる。そういった時に、病院の方で、障害名は伝えられても、この人の障害には、こういう教育がふさわしいというのは、なかなか言うだけではないことが多いです。児童発達支援センターが、障害に合わせた教育のあり方とか、環境の整え方とかが非常に重要に

なると思います。特に小学校に上がったすぐの扱いが決め手になって、ずっと学校嫌いになることもありますし、学校に通えなくなる子もいるわけです。特に、また、グレーと言われるお子さんについては、病院の方でもはっきりしたことが言えないということもあって、少し観察をしながらその人に合わせた教育を考えていくということでは、地域の児童発達支援センターの役割がとても大事だと思います。そういったときに、学校、教育との連携はどのようにお考えなのか教えてください。

【事務局（吉村）】学校との連携に関しては、現在も、教育局の特別支援教育推進室等を通して、学校に上がったお子さんの御相談などを共有し、心理士の発達相談などを受けながら、学校等に、例えばどのような対応がその子にとって必要なのかということをお伝えしています。今後、児童発達支援センターが設置されたときも、教育局や現場の学校との連携も進めていければと思っています。教育相談センターの相談部門も、児童発達支援センターの中に入ります。不登校や、登校渋りの御相談も専門の相談員がしていくということも考えています。そのような対応も網羅できるように整備を進めていけたらと思います。

【宮園委員】今までの機能がどこにどういうふうに分配されていて、それがこの図の中のどこに当てはまっています、そこにさらに新しい事業がどれなのかとか、それが見やすくなっていると、こう変わっていくというのが理解しやすいと思ったので、そういう資料があるとわかりやすいと思いました。あともう一つは、今児童発達支援とか放課後等デイサービスがたくさんできていると思いますが、患者さんに、どこがいいのかと言われた時に情報提供する手段がなくて困っています。ホームページを見れば、たくさん載っているとは思いますが、例えば言葉が遅れているお子さんに言葉の支援ができるところはあまり多くないと思います。支援の中でどういうところが求められて、どの部分がつくば市で足りないなということなどです。許認可はつくば市が

やっているのですか。

【事務局（根本部長）】 県になります。

【宮園委員】 県なのですね。その連携はできないのでしょうか。

【後藤委員】 実際に使った人に聞くのが一番良いと思います。お母さん方のネットワークは、ホームページにも載っていないので、親の会に相談いただければと思います。保護者会に繋がるには障害福祉課で紹介していただけるとと思いますので、そういった御案内でも良いかと思います。

【江藤委員】 教育に関しては、その子よっての差がものすごく激しいので、一概にこうしたらいいと言にくい部分があるかと思います。私たち親の会としては、自分の子はこうだったからこういうふうにしたとか、あなたのお子さんはこのような感じですよねということとは言えますけど、どこがいいということとは言えません。それは多分同じだと思います。直接学校に相談したりとか、直接親の会にアクセスしていただいても全然構わないので、情報を持っている人はあちこちにいますので、聞いてみるといいと思います。親の会は、まとまった経験談を聞くことができると思いますので、とても便利だと思います。

【宮園委員】 親の会のどこにアクセスすれば、その情報がわかりますか。

【江藤委員】 障害福祉課に連協参加団体の一覧表があります。連協に参加して団体に関して参加していない団体に関してはないですが、それぞれの会の特徴とか、例えば、つくば肢体不自由児者父母の会で肢体不自由の方はこちらに、あと医療的ケアならかけはしネットさんに、知的・精神障害、発達障害だったら育成会さんというような形で、紹介できると思います。

【事務局（根本部長）】 事業所についてですが、毎年事業所ガイドブックを更新しております。事業者の特徴を細かく記載したガイドブックがあります。障害福祉課にもありますし、障害福祉課のホームページにも載っております。そういう場合に、市の方に御案内していただければ、親の会の情報もお伝え

できるかと思います。

【江藤委員】親の会や、事業所一覧表はすごく便利ですが、一番良いのは児童の相談支援事業だと思います。相談支援事業に登録していただくと、その子に合った事業所とか、親の希望を伝えればそれに合わせて、探してくれたりします。今、児童の相談支援事業が増えてきてはいますが、まだ利用されていない方が多いです。相談支援事業所を使ってみることもお勧めいただけるといいかと思います。

【宮園委員】手帳を持っていない、医療的ケア児のお子さんが退院する時に、相談支援専門員に来ていただけない場合がありますが、どのような方が利用できるかありますでしょうか。

【吉田副座長】相談支援員も、保護者の方も、事業所に何をお願いしたいかというのがなかなか言えません。病院で先生が、障害特性から、こういう環境がいいとか、こういう支援をしてもらったらいい、というような情報があったら、相談支援員はそれをやってくれるところを探すこともできますし、やってくれない事業者は、そういう人を受け入れていくことで事業者が新しい技術を身につけるというリソースが増えることにもなりますので、そういった困ったお子さんがいることで、いろいろな人が動くことで、みんなが良くなっていく、みんなで一緒に考えて作っていく。今あるものの中から探すだけでは足りない。新たに1人のお子さんを通して、いろいろなものが増えていくというかたちで、病院の先生方も御協力していただいたり、児童発達支援センターがそれを取りまとめて、地域に下ろしていくのが理想だと思います。

【事務局（根本部長）】今のお話の通り、児童の相談支援事業所は確かに増えています。そこは今まで足りなかったところで、私たちも力を入れており、最近通知を出しました。順次、相談支援がないと、サービスを受けられなくなる体制を整えています。相談支援専門員に御相談いただくといろいろな生

活のコーディネートをしてくれます。手帳を所持していなくても、利用できる制度です。ぜひ、利用者の方を市に向けていただいたら相談支援員の御紹介もできます。確かに、医療と繋がる場所が難しいというのは皆さんからお伺いしていますので、ぜひそこは児童発達支援センターの設置を待たずに、御相談をさせていただければと思います。

【事務局（吉村）】先ほど宮園委員からお話のあった、今、どの事業をやっているかというところについては、別紙1-③の図について、追加で口頭にて今すでに実施している事業について御説明をさせていただきます。まず相談事業に関しまして、専門相談はもうすでに心理士や言語聴覚士、作業療法士の発達相談等は障害福祉課でお受けできる状態になっています。また、障害児相談支援事業に関しては、令和2年度から設置して始めています。発達支援事業に関しましては、児童発達支援事業に関しては、各福祉支援センターで、すでに通所の支援をしています。早期支援クラスについては、令和5年度10月から開始予定になっています。また、地域支援事業の中の保育所等訪問支援事業に関しては、令和3年度に事業所を立ち上げ、始めています。巡回相談に関しては、こども部が担当になり、保育所を中心に巡回をしています。連携事業については、事業所連絡会や公立保育所への研修を専門職が出向いて、少しずつ始めています。家族支援事業については、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター活用事業はすでに開始しています。まだ開始に至ってない、もしくは不十分な部分については順次計画的に今後も実施していきたいと思っています。

【根本委員】今、既存の施設を改修して利用をしていくと検討している中で、医療的ケア児は電源がないと命取りになることがあります。災害時などに自宅で過ごすことが難しい状況が想定されます。市の福祉避難所や避難施設の電源確保がまだまだ難しい現状があります。改修にあたっては、自家発電の設備等の備えをしていただければと思います。要望としてお伝えしたい。

【岡崎座長】他、よろしいでしょうか。無いようでしたら議事進行は終了とさせていただきます。

【事務局（吉村）】岡崎座長、ありがとうございました。

本検討会の次回の開催については、また日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。それでは以上をもちまして、令和5年度第1回つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会、これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

令和5年度 第1回つくば市における児童発達支援センターの
在り方に関する検討会 次第

日 時 令和5年9月29日（金）

13時30分～15時00分

場 所 つくば市役所2階 職員研修室

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 検討会委員紹介
- 4 事務局職員紹介
- 5 座長及び副座長選出
- 6 議事
 - (1) つくば市児童発達支援センターの整備概要について
 - (2) 設置場所および今後のスケジュールについて

(質疑応答及び意見交換)
- 7 その他
- 8 閉会

つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会委員名簿

令和3年（2021年）8月1日～令和6年（2024年）3月31日

No.	区 分	所 属	役 職・氏 名
1	当事者団体	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長 後藤 真紀
2		かけはしねっと	代表 根本 希美子
3		つくば市肢体不自由児者父母の会	江藤 睦
4	医療・障害福祉 関係者	1 up S.S.D (特定・障害児相談支援事業)	管理責任者 藤井 ひとみ
5		筑峯学園 (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 武田 真浩
6		つくば市障害者自立支援協議会	カフェベルガ 管理責任者 吉田 美恵
7		国立大学法人 筑波大学	医学医療系小児科 准教授 宮園 弥生
8		土浦リハビリテーション病院 介護医療院	病院長 岩崎 信明
9	児童の育成及び 福祉関係者	つくば市立保育所長会	北条保育所 所長 飯島 久美子
10	教育関係者	茨城県立つくば特別支援学校	地域支援センター 新谷 幹英 ※
11	学識経験者	国立大学法人 筑波大学	人間系准教授 岡崎 慎治
12	市民を代表する者	つくば市議会	市議会議員 木村 清隆

※令和5年（2023年）4月1日変更

つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会開催要項

平成 30 年（2018 年）7 月 17 日施行

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日一部改正

（趣旨）

第 1 条 つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）は、児童福祉法（（昭和二十二年法律第百六十四号）以下「法」という。）第 3 条の 3 に謳う市町村の責務を果たすための中核施設として、本市が「（仮称）つくば市児童発達支援センター」を設置するにあたり、法第 43 条にある児童発達支援センターが担う機能の他、児童の健全な育成に資する機能を加えるとともに、その在り方について、有識者、関係者の参集を得て検討を行うものとする。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、次に挙げる事項について検討する。

- (1) 本市における児童発達支援の在り方に関すること
- (2) 「（仮称）つくば市児童発達支援センター」の在り方に関すること
- (3) その他児童の福祉に関する支援に係ること

（組織）

第 3 条 検討会は、20 人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長（以下「市長」という。）が任用する。

- (1) 障害のある児童に関する当事者団体を代表する者
- (2) 障害のある児童の医療・福祉等の関係者
- (3) 児童の育成及び福祉に係る関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任用期間は3年以内とする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 検討会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は座長が招集し、開催する。

2 検討会は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第7条 検討会による会議の非公開の決定は、座長が当該会議に諮って行うものとする。

2 検討会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第8条 検討会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 検討会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 検討会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 検討会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、つくば市福祉部障害福祉課において処理する。

(守秘義務)

第10条 本検討会の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

児童発達支援センターの整備概要について

1 事業概要

児童発達支援センターは、児童福祉法に規定される障害児通所支援施設として、障害や発達に心配のある児童を対象として、「児童発達支援事業」のほか、「障害児相談支援事業」、「保育所等訪問支援事業」等を行い、地域の発達支援の中核的な役割を担う機関として、厚生労働省の指針により各自治体に設置（人口10万人に対し1か所以上）が求められているものである。

つくば市においても発達に心配のある児童の増加や保護者からの発達支援のニーズの高まりから、子どもの成長過程に応じて適切に支援を行うことを目的に平成30年から児童発達支援センターの整備について協議を開始。早期の設置を目指している。

2 経緯

- 令和元年7月 「児童発達支援センター整備に関する提言」の提出
- 令和2年1月 筑波大学との児童発達支援センター整備・運営に関する覚書締結。筑波大学がPFI事業で春日消防本部跡地に複合施設を建て、その一部を市が賃借し児童発達支援センター整備を行う計画となる。
- 令和3年2月 筑波大学がPFI事業の事業者公募開始
新型コロナウイルス感染拡大の影響により、参加表明をする事業者がなく、事業者選定スケジュールを延伸
- 令和5年5月 筑波大学が3月に公募要項を変更し公募したが、参加表明事業者なかったとの報告
- 令和5年8月 筑波大学が今回のPFI事業の取り消しを公表

3 整備内容（案）について（別紙1）

- ① 児童福祉法の改正について（令和6年4月施行）
- ② 児童発達支援センターの機能
- ③ 児童発達支援センター事業体系図及び職員配置（案）
- ④ 必要諸室について（教育相談センター中央出張相談を含む）

4 設置場所（案）について

整備場所については、春日消防本部跡地の隣地にある、春日プラザ（つくば市春日1丁目）を改修し、整備を進めたいと考えている。

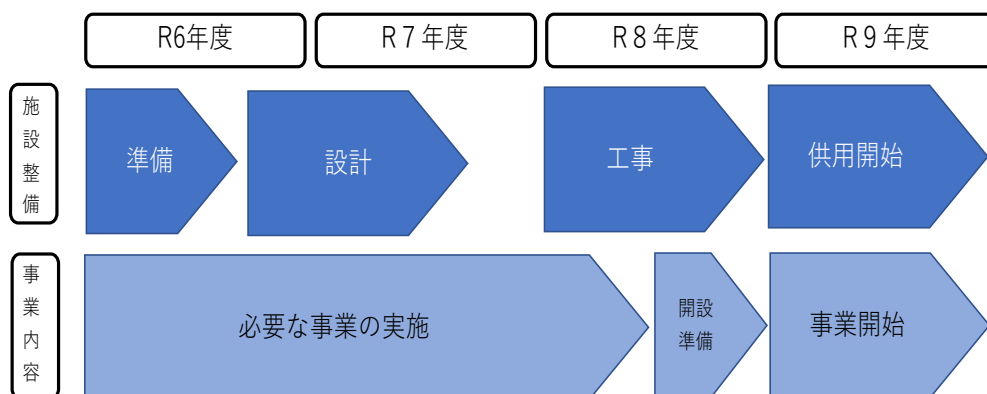
【整備面積】 春日プラザ 3フロア（約3,000㎡）
※最大の面積で今後変わる可能性もある
（参考）春日プラザ 全4フロア（約4,000㎡）

【選定した理由】

- ① 市の中心地にあり、つくば駅からバスで5分程度と交通の便が良好。
 - ② 近隣に筑波大学があり、各種事業に対する相談や研修などの連携がはかりやすい。
 - ③ 建物の改修で済むため、既存建物の有効活用ができる。
 - ④ 改修工事のため、工期が短くなる（新築：約18か月、改修：8～10か月）
- ※ ①、②については、前候補地（春日消防本部跡地）の選定理由とも同じ。

5 整備スケジュール（案）について

児童発達支援センターの早期開設に向け、次のスケジュールに即して準備を進める。また、児童発達支援センターで実施予定の事業については、建物の整備を待たずに、令和2年度から順次開始しており、児童発達支援センターでの事業開始までに必要な事業が実施できるようにしていく。



改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

<制度の現状>

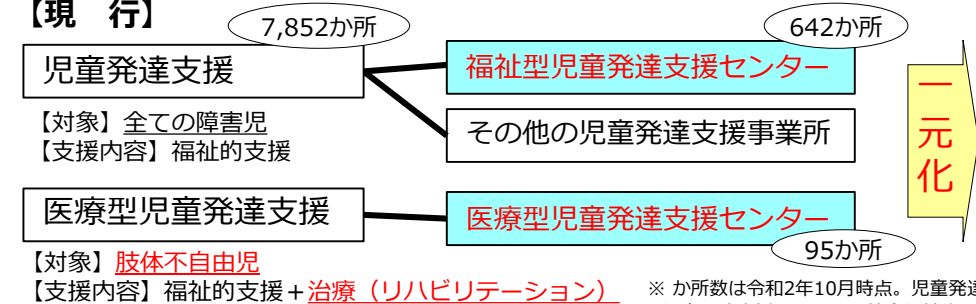
- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



<改正案の内容>

- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
 ⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながることも、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
 <「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
 ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現 行】

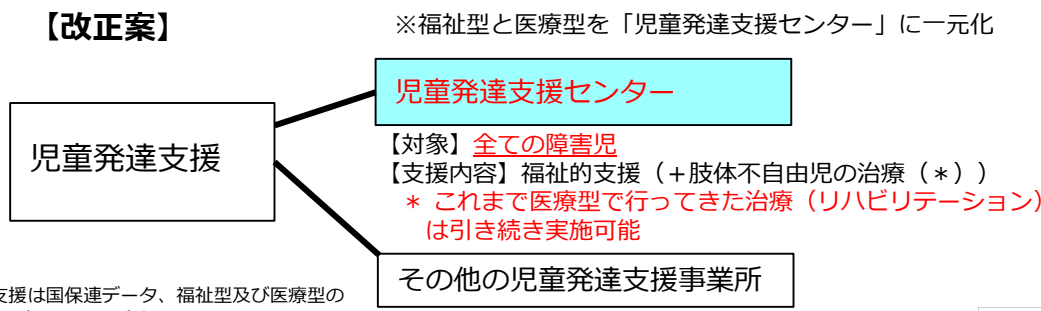


【対象】全ての障害児
【支援内容】福祉的支援

【対象】肢体不自由児
【支援内容】福祉的支援 + 治療（リハビリテーション）

※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

【改正案】



児童発達支援センターの機能について

児童発達支援センター整備の基本理念「気づく」「つなぐ」「支える」を実現するために、つくば市児童発達支援センターにおいて、実施すべき機能は次のとおりです。これらの機能を整理して事業を推進するとともに、つくば市においては、設置前に取り組めることについては、順次実施していきます。

(1) 相談機能について

～つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設～ 「気づく」「つなぐ」

子どもの発達に不安を抱えている保護者にとって、相談は、療育につながるファーストステップですが、同時に最初のハードルにもなり得ます。児童発達支援センターの「総合相談窓口」は、子どもと保護者の相談を受ける総合的な相談機能を担い、専門相談の敷居が高く感じる保護者にとっては、総合相談窓口の橋渡しにより、スムーズに、より専門性の高い相談へとつなげることが可能となります。相談の中から子どもの発達に関する相談を療育部門で引き継ぎ、必要に応じて、保健師、臨床心理士等の専門職によるサポートやアドバイスを行います。

児童発達支援センターの相談機能は、地域の発達支援に関する入口として、気づきの段階から保護者に寄り添い、子どもへの理解を促すことが求められています。遊びをとおして子育て支援の延長で家族をサポートしていくなど、子育て、母子保健などの機関と連携しながら、保護者の安心を得られるような相談体制をつくります。

(2) 児童発達支援事業について

～子どものそれぞれの発達特性に応じた児童発達支援の充実～ 「気づく」「支える」

障害や発達に不安のある子どもは、早い時期から適切な支援を受けることにより、生活上の困難が軽減されるとともに、不登校や引きこもりなどを防ぐことにもつながります。支援が必要な子どもに対し、早期に専門的な療育支援を行い、日常生活における基本動作や他者とのかかわり方等について指導や訓練を実施します。

また障害種別にかかわらず、すべての子どもと家族を受け入れ、必要な支援を提供できるよう、多様な専門職の配置等をおこない、より幅広い専門性に基づく発達支援・家族支援を実施します。

(3) 幼稚園・保育所等への支援について

～障害のある児童の参加・包摂を推進する支援～

「気づく」「支える」

現在、幼稚園、保育所等には、障害児通所支援サービスを利用しながら通園している子どもやサービスは利用していないけれども何らかの支援を必要とする子どもが増えています。障害のある子どもの社会参加・包摂を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちも重要です。地域の幼稚園、保育所等でも適切な保育や教育が受けられるよう支援が求められています。

保育所等訪問支援として、幼稚園、保育所等で集団になじめていない子どもやその可能性のある子どもに関し、幼稚園、保育所等で訪問支援員が集団活動に加わりながら、子どもの特性等に合わせて、環境や活動の手順を調整し、保育所等を支援していきます。

巡回相談事業として、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士等が保育所等を定期的に巡回し、支援を必要とする子どもへの関わり方や環境調整に対するアドバイスをを行い、子どもの発達や困り事理解を深め、職員の障害児に対する対応等のスキルアップを行います。

また、地域のインクルージョン推進の中核として、各保育所等からの相談に応じたり、合同研修等を通じて市内の保育所等の統一的なスキルアップや課題の共有化を図るなど、子どもの地域社会への参加・包摂を促していきます。

(4) 関係機関及び民間事業所との連携・支援について（縦の連携・横の連携）

～切れ目のない一貫性のある支援体制づくり～

「つなぐ」「支える」

切れ目のない一貫した療育を行うためには、支援を必要とする子どもの成長の過程において、これまで関わってきた支援機関の支援方針や内容が共有され、引き継ぎ、更に発展させていくことが重要です。そのためには、民間の事業所等を含め保健・子育て・教育・福祉等の関係機関がしっかりと連携をしていくことが必要です。

今後は、児童発達支援センターが中心となり、複数の関係機関を対象としたケース会議や情報の共有や引継ぎを主とした移行支援に関する会議などを定期的を開催します。（*）

関係機関と連携していくには、情報の共有や集約が必要であり、現状では、保護者が「すてっぷのーとあゆむ」（つくば市版サポートブック）等を支援機関と共有することにより情報の共有や引継ぎがなされています。関係機関で適切に役割を分担しながら切れ目のない支援につなげるため、漏えい等の確実な防止を図るとともに、保護者や本人の同意等、法令に基づく適切な管理のもと、ルールを定めて支援情報などを共有することで、利用者の負担軽減や効率的な業務の運営、職員間・部署間の円滑な

情報共有を図ります。

また、市内で活動している児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所については、発達障害等に対する理解や支援スキル等一定程度の質を確保していくことが重要です。センターでは、市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等から、事業所に通所する子どもの支援に関する相談（特に専門性の高い支援を必要とする子どもの支援）を受け、助言等の支援を行うほか、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」など、支援等に必要な情報の提供や研修等を行い、市内事業所のサービスの質が一定以上となるよう努め、ニーズにあった療育を地域で提供できる体制をつくります。

* 連携のための会議として考えられるものの例

○ 本人・家族が主となる会議 : ケース会議

複合的な問題や困難を抱えている個別のケースに対し、関係者や専門家等が意見を交えることにより支援方法を検討するための会議であり、本人（子ども）、家族等やケースに関わっている関係者及び関係機関、必要に応じて専門家等の出席が想定される。

○ 関係機関が主となる会議（支援情報等の引継ぎ） : 移行支援会議

ライフステージ（入園、就学、卒業時等）ごとの支援情報等の引継ぎを行うための会議であり、保健センター、保育園、幼稚園、小学校等が参加。

○ 関係機関が主となる会議（連携強化） : ネットワーク会議

子どもの発達に関わる保健、医療、子育て、福祉の機関の連携を深めるため、情報共有や研修等を行う会議であり、子どもの発達にかかわる保健、子育て、福祉機関（事業所を含む。）の管理者等が参加。

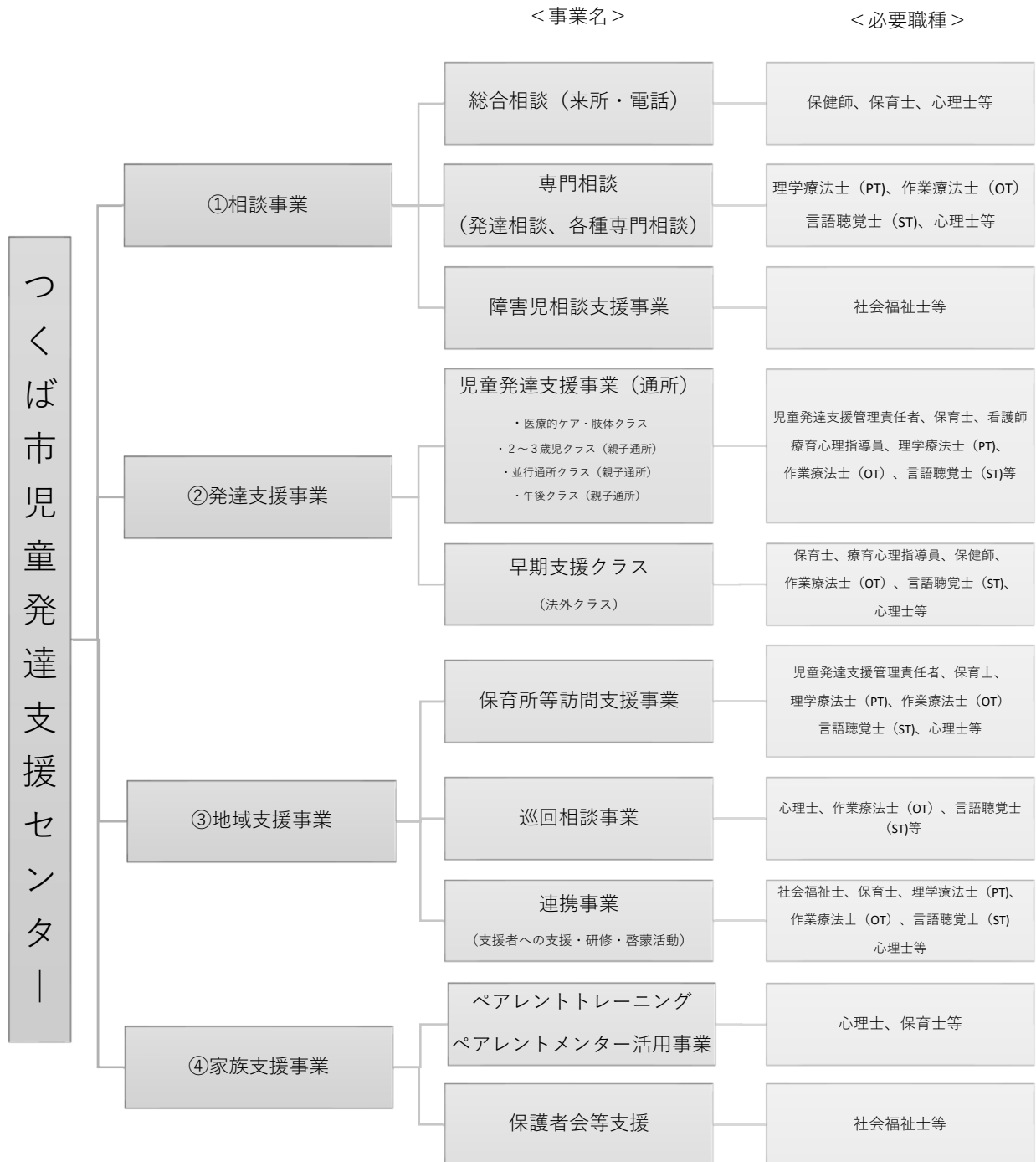
（5）家族支援・地域支援機能について

～家族支援の充実と子どもの発達支援に係る地域支援者への支援～「つなぐ」「支える」

障害のある子どもを育てる家族に対し、子どもの育ちや暮らしを安定させることを基本に、保護者等を含めた支援として、子どもへの関わり方を学ぶペアレントトレーニングや、ペアレントメンター、家族へのカウンセリング、保護者会のフォロー等を行います。

また、地域の障害児理解が不十分なために、家族が心理的な負担を感じることも少なくありません。地域住民の事業所に対する理解、地域の子どものための温かい見守りを促進するためにも、障害児理解のための地域住民向けの講演会などを実施していきます。

つくば市児童発達支援センター事業体系図及び職員配置（案）



必要諸室について

○児童発達支援センター

(定員：通常クラス 30 名 医療的ケア、身体クラス 10 名)

No.	室名	用途	規模等（1 室あたり）	室数
1	指導訓練室 A	・ 主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	・ 定員 10 人 ・ 床面積 40 m ² 程度	2
2	指導訓練室 B	・ 小集団での親子療育に使用	・ 定員 20 人 ・ 最低床面積 2.47 m ² /人以上を確保	2
3	指導訓練室 C	・ 主に医ケア児・肢体不自由児（車いす利用児）等を対象としたグループ療育に使用	・ 定員 3～4 人 ・ 床面積 50 m ² 程度	2
4	個別指導室（大）	・ 作業療法、理学療法に使用 ・ 作業療法士、理学療法士による利用者評価に使用	・ 床面積 80 m ² 程度	1
5	個別指導室（小）	・ 言語訓練等に使用	・ 床面積 20 m ² 程度	2
6	一時保育室	・ 親子療育時の兄弟預かり等に使用 ・ 保育未使用時、会議室として利用	・ 床面積 30 m ² 程度	1
7	遊戯室・倉庫	・ グループ療育、親子療育等に使用	・ 遊戯室 100 m ² 程度、倉庫 20 m ² 程度	1
8	相談室	・ 発達相談、障害児相談支援事業等に利用	・ 各室床面積 10 m ² 以上	4
9	医務室	・ 医務室・静養室として使用	・ 床面積 20 m ² 程度	1
10	保護者会室	・ 交流の場として使用 ・ ピアカウンセリング等に使用 ・ 会議室として利用することも想定	・ 床面積 30 m ² 程度	1
11	事務室	・ 児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、事務担当職員等が利用	・ 床面積 120 m ² 程度 ・ 40 人程度が利用	1
12	調理室	・ 親子通所は食事提供なしを想定 ・ きざみ食等に対応	・ 床面積 40 m ² 程度	1
13	小児用トイレ	・ 小児用は本施設専用とすること （一般用は他の施設と共用を想定）	・ 適宜	3
14	シャワー室	・ 児童が利用	・ 床面積 16 m ² 程度	1

【別紙 1 -④】

		・ 脱衣室、洗濯機設置スペース（2台）も用意		
15	職員・利用者用休憩スペース	・ 職員・利用者共用の飲食等が可能な休憩スペース （スペースが不足する場合は設置を省略することも可能）	・ 床面積 40 m ² 程度	1

○教育相談センター

No.	室名	用途	規模等（1室あたり）	室数
16	事務室	・ 児童発達支援センターの事務室と一体的に計画することも可能	・ 床面積 15 m ² 程度 （最大5人の利用を想定）	2

○児童発達支援センター等内の共用部

No.	室名	用途	規模等（1室あたり）	室数
17	大会議室	・ 講演会等に利用	・ 定員 100 人を想定した規模	1
18	小会議室	—	・ 床面積 30 m ² 程度	1
19	倉庫	・ 必要諸室の利用方法を考慮し、適切な室数を計画	・ 床面積 45 m ² 程度	適宜
20	授乳室	—	・ 適宜	適宜
21	便所	① 男女別大人用トイレ（2箇所以上。ただし、子ども用の洋式大便器、立便器、手洗いを各1台備えること） ② 多目的トイレ（2箇所以上）	・ 適宜	適宜
22	職員用更衣室	・ 男女別に用意	・ 規模は適宜	各 1

会 議 録

会議の名称		令和5年度第2回つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会		
開催日時		令和6(2024)年2月5日9時30分開会 11時30分閉会		
開催場所		つくば市役所2階 防災会議室		
事務局(担当課)		福祉部障害福祉課		
出席者	委員	後藤真紀、根本 希美子、江藤 睦、藤井ひとみ、吉田 美恵、宮園 弥生、岩崎 信明、飯島 久美子、岡崎 慎治、木村清隆		
	その他			
	事務局	根本福祉部長、相澤福祉部次長、岡田障害福祉課長、吉村統括医療技士、倉持医療係長、小松崎		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由				
議題		(1) つくば市児童発達支援センターで実施する各事業と現在実施している事業の方向性および見直し内容(案)について (2) 設計業務に係る各諸室の要求水準書(案)について		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 福祉部長あいさつ 3 議事 (1) つくば市児童発達支援センターで実施する各事業と現在実施している事業の方向性および見直し内容(案)について			

(2) 設計業務に係る各諸室の要求水準書(案)について

(質疑応答及び意見交換)

4 その他

5 閉会

【事務局(倉持)】定刻となりましたので、「令和5年度第2回つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会」を開会いたします。本日は公私共にお忙しい中、検討会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。開会にあたりまして、福祉部長根本よりご挨拶申し上げます。

【事務局(根本部長)】おはようございます。福祉部長の根本でございます。本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また委員の皆様には日頃より、障害者福祉行政に対しまして、深い御理解と御協力をいただいておりますことに、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。さて、本検討会は今年度2回目となります。前回は、児童発達支援センターを春日プラザを改修して整備していくことや、児童発達支援センターの機能や事業について、改めて御協議いただき、新たなスタートを切ることができました。今後の整備スケジュールといたしましては、令和6年度から7年度に設計業務、令和8年度に改修工事、令和9年度に開設の予定で進めていくことになりました。本日は、来年度からはじまる設計に係る内容につきまして、委員の皆様には御協議をいただき、つくば市の児童発達支援センターに求められている機能が提供できる施設となるよう整備を進めていきたいと考えています。委員の皆様には、本日の検討会においても、忌憚のない御意見、御助言をお願い申し上げまして、開会に際しましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局(倉持)】続きまして、ここで、前回の検討会で御紹介できなかった委員の紹介をさせていただきます。つくば市議会議員木村清隆委員です。一言お願いいたします。

【木村委員】御紹介いただきました、つくば市議会議員木村でございます。前回は別の

公務で失礼をいたしました。今、3期目になりますが、文教福祉のほうを中心に確認させていただいておまして、今回のテーマに関しても、大切なことだと思っております。皆様の御意見を頂きながら、議会、委員会のほうにも反映させていただきたいと思っております。

【事務局（倉持）】次に、議事に入ります前に、事務局から御報告及び連絡事項がございます。まず、本日の検討会について、新谷委員、武田委員から欠席の御連絡をいただいておりますことを御報告いたします。次に、会議の公開に関する連絡事項です。つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市附属機関の会議及び懇談会の公開に関する条例」により、この協議会を公開とすることとしております。また、委員の任期中の会議に関する事務局に寄せられた御意見、メール等による問い合わせにつきましては、原則として委員全員で情報共有させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は議事録の作成のため、お手元にあるマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。発言の際には、はじめに、御名前を言っていただいておりますようお願いいたします。また、本日マイクの御用意が少なく、お隣の方とお二人で使用していただきますようお願いいたします。続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。資料1 児童発達支援センター事業体系図及び職員配置案、資料2 事業の方向性及び見直し内容、資料3 児童発達支援センターの設計に係る要求水準案、資料3-1 別紙、以上を御準備させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。それでは、これから議事進行につきまして、岡崎座長をお願いしたいと思います。岡崎座長、よろしくお願いいたします。

【岡崎座長】では、まず最初の議事です。議題(1) つくば市児童発達支援センターで実施する事業と現在実施している事業の方向性および見直し内容(案)について事務局からお願いいたします。

【事務局（吉村）】障害福祉課吉村です。どうぞよろしくお願いいたします。まず資料1をご覧ください。資料1については、前回の検討会で御説明させていただきまして、

御了承いただいたものになりますが、児童発達支援センターで実施する具体的な事業とそれに必要な人員について示したものになります。一部の委員から御意見いただきまして、総合相談窓口のところに、医療的ケア児等支援コーディネーターの記載を追加しております。前回の検討会で委員の皆様から、現在実施している事業がどのようなものがあり、それが資料1にある児童発達支援センターの事業にどう繋がっていくかがわからない、そういう方向性がわかる資料があるとわかりやすいという御意見がありましたので、児童発達支援センターに向けて、現在、障害福祉課や、福祉支援センターなどで実施している事業も、今後の方向性とどのように見直しをしていくのかを示す内容を、資料2にまとめました。

資料2をご覧ください。資料1の左側に記載があります児童発達支援センターの機能として必要な事業、①相談事業、②発達支援事業、③地域支援事業、④家族支援事業について記載しています。まず①相談事業について御説明いたします。総合的な相談窓口については、現在は主に障害福祉課の窓口で、サービス内容の案内など、様々な相談に対応しています。しかし、相談は療育に繋がるファーストステップとして、相談しやすく、つながりやすい体制が必要です。児童発達支援センターの相談は、地域の発達支援に関する入口として、気づきの段階から、保護者に寄り添い、子どもの理解を促すともに、必要な支援にスムーズにつなぐ役割があるため、総合相談窓口を、児童発達支援センターに設置して体制を強化していきます。発達相談については、現在、障害福祉課、子育て支援センター、保健センターで、主に心理職が発達に心配のある児童と保護者への相談に応じています。言葉の遅れや、発達障害などの行動の問題に関する御相談が多く、身体障害などの相談はあまりありません。今後は様々なニーズに対応した相談体制の強化が必要と考えており、児童発達支援センターでは、現在の発達相談に加え、各種専門職の専門相談を実施していきます。子育て支援センター、保健センターでの相談は継続していく予定です。相談支援事業所については、市では令和2年に障害者地域支援室に開設し、計画相談だけでなく、基本相談で様々なサービス利用に関する相談を受け付けています。今後は市の中核的な事業所として、様々な相談対応を行うだけでなく、

基幹相談支援事業所等と連携し、民間事業所の支援、助言等も行っていきます。②発達支援事業について御説明いたします。児童発達支援事業は、現在は3ヶ所の福祉支援センターで実施していますが、黒丸●にあるような課題があります。今後の方向性としては、この児童発達支援事業についても、市の実施する事業として、地域の事業所の中核的な役割を果たし、また幅広い専門性に基づく支援を実施していく必要があります。前回の検討会で御意見をいただき、内部でも協議いたしましたが、今後は課題となっている様々なクラス設定や、より専門性の高い支援内容を統一して行うことができるよう3ヶ所で実施している児童発達支援事業を統合し、児童発達支援センターで実施することで、療育体制の拡充と地域の関係機関との連携事業を進めていきたいと思っております。早期支援クラスは、今年度から児童発達支援センターの開設を待たずに開始した事業になります。現在は福祉支援センターさくらで実施しています。発達になる段階から早期に支援する場を設けることで、保護者の不安に寄り添い、適切な支援につなぐ役割を持っています。利用希望者が増加していることもあり、児童発達支援センターで実施する前から段階的に定員を増やしながら継続して実施してまいります。③地域支援事業について御説明します。地域支援事業は、児童発達支援センターの中核的な役割として重要な位置を占めており、児童が身近な地域で適切な発達支援を受けられるようにするとともに、地域全体の発達支援の質の底上げを図ることを目的とした事業を実施することが求められています。市としても、現在実施している事業を拡充、継続するとともに、必要な事業の実施を進めていく予定です。まず、保育所等訪問支援事業は、先行して、令和3年4月に福祉支援センターとよさとで開設し、事業を進めています。この事業は、地域へのインクルージョン推進のための重要な役割を果たしており、継続して実施してまいります。巡回相談事業については、現在はこども未来課で実施していますが、児童発達支援センターで実施する事業にし、障害種別にかかわらない相談への対応ができるようにするために、訪問する職種を増やして、例えば理学療法士、作業療法士、言語聴覚士なども対応し、相談ニーズに合わせた体制を作っていきたいと思っております。連携事業の支援者への研修については、現在は公立の保育所や幼稚園では、依頼を受けて、研修等を実施

していますが、今後は対象を拡げて対応していきたいと思います。また、民間事業所など、関係機関との連携については、事業所連絡会などを通じて、情報共有や研修等を実施しています。最後に、④家族支援事業です。発達に心配がある児童を育てる家族に対し、地域で安心した子育てができるよう支援を行う事業になります。子どもの関わり方を学ぶ講座や相談会として、現在はペアレントトレーニングやペアレントメンター活用事業を実施しています。これらについては対象を広げるとともに、参加しやすい方法を検討しながら継続して進めていき、児童発達支援センターの事業として継続したいと思います。また、保護者会等の活動支援については、現在は保護者会の活動内容の情報の提供の支援や、福祉支援センターに通所している保護者の親の会などでの研修への職員協力などを行っていますが、児童発達支援センターでは、保護者会室を設置し、気軽に集える場をつくることやニーズに応じて、研修会などへの職員協力を行っていきたいと考えています。議題（1）の説明は以上になります。

【岡崎座長】ありがとうございました。只今の説明内容につきまして、何か御質問、御意見はございますか。前回も3ヶ所の福祉支援センターにある事業を統合することの方向がどういう形になるのかということと、新規事業をそれぞれセンターの方で始めてきてらっしゃるところもあるかと思いますが、そういったところを1ヶ所で行う意味での統合と、直接行われている母子の指導等が基本的には新しく作られるセンターで実施する形になるという理解でよろしいでしょうか

【事務局（吉村）】ありがとうございます。先生がおっしゃる通りで、現在実施している3ヶ所の福祉支援センターの事業を統合して、障害種別にかかわらず受け入れたり、中核的な役割を持たせるために専門性の高いものを実施していけるような体制をつくって児童発達支援センターで実施していきたいと考えています。保護者の障害受容の過程に寄り添う療育の支援体制ということで、保護者と通っていただき、療育を行うということは継続していきたいと考えています。

【後藤委員】机上配布させていただいた追加資料は、市の療育に関するアンケートを私の方で、連協に加盟している市の療育を受けている親の会の会員の方にアンケートをと

らせていただいたものをまとめたものになります。聞きたいことと関連しますが、1ページ目の現在の回数と希望回数で、いまのままでいいという方がほとんどですが、年長の方は、増やしてほしいとなっています。年中・年長の保護者で過去に、毎週実施していたことを知っている人は、増やしてほしいと思っているのかなと思います。今も、とよさと、さくら、くきざきの定員が50人だと思いますが、児童発達支援センターに療育を統合するとなると、50人定員が難しくなると思ったので、縮小になると、使えなくなる方が出てきてしまう。市の療育がなくなったらどう思いますかとのアンケートも取りました。先ほど確認させていただいた時には、定員50人ということは継続していけるとのことでした。アンケートの母子療育についてどう思いますかという欄に関して、母子療育の大切さはわかって利用している方がいらっしゃる。母子で通所するという事は、親も教育を受けていると自覚して利用している方と、そうではない方とでは、療育に行っている意味、成果や家庭での子育てなどが変わってくると思います。お仕事との兼ね合いで大変という方もいらっしゃるが、大変だけど、子どもの変化が見られたり、先生方に相談できたりということで、利用されている方がいるというのがわかりました。ただ大変だと言っている方は、母子の大切さがわからないで利用している方もいるのかなと思いました。気になるのは、年中年長の回数ですが、月に2回になっていると思いますが、月に2回しか通所していない子の特徴を訪問事業等でアドバイスするときに伝えられているのかなと不安はあります。なので、月に2回という回数はどうなのかなというのはずっとあります。適切な療育の回数は現状のままでよいのか検討していただきたいなと思います。

【岡崎座長】今の御意見を含めて、御質問御意見あればと思いますが、いかがでしょうか。

【岩崎委員】どういう事業をどのように展開していくかというのが今回のテーマだと思いますが、児童発達支援を行っている民間事業所とどういう関係に持っていくか、そして、どういふかたちで連携をしていくかというのを考えなければなと思っています。つくば市には、民間の事業所が多く参入してきていますし、民間の事業所もそれぞれ、色

々なことをしていますので、ニーズに合わせた部分についてどれほど提供できているかというのもそれぞれの施設によって異なると思います。民間事業所でカバーしてもらえればいいか、逆にこのような公的な機関でしっかりと積み重ねていくのがよいのか。例えば、具体的なところだと、小学校に行った時には、連携も取りやすいし、情報の共有も図りやすい。民間ではそういった点では情報共有がしにくい。障害を持った方たちの、進学のための調整などは、公立のほうが圧倒的に行いやすい。いろいろなところでメリット、デメリットはある。民間はお迎えなどもあり、使いやすさは非常にあります。それらをうまくつなげていくために、つくば市の児童発達支援センターが中核的な援助、特に支援者への研修等は大きな意味があるかなと思います。これは私見なのですが、その研修を受けた施設に関しては、つくば市が公表するなど、より質を高めていくなどいろいろ手はあるのかなと思います。いろいろな事業、それぞれ大事になってきて、はじめにどういう形でやっていくか。ただ、回数だけ増やせばというのも考えもありますが、回数であれば民間でとか、公的な部分での良さがどのくらい必要なかというところに落とし込む必要がある。数は民間で増やして、公的な部分でがっちりと支える。一つ聞きたかったのが、研修に関してのアイデアとか展開をされているのかということをお聞きしたいです。

【事務局（吉村）】連携事業の研修についてですけれども、実際、始めているところもあります。実は今年度、保育所等訪問支援事業で、幼稚園・保育所の方に、障害のあるお子さんがより適応し、生活できるように支援していく事業なのですけれども、それが市内に何ヶ所か民間事業者で増えているところです。それらの事業所との連絡会を立ち上げまして、その中で、保育所等訪問支援事業の役割だったりとか、国で求められているインクルージョンというものをどういう風に進めていくかという内容の研修を行いまして、あとはそれぞれの事業者の方から、現状、あとは、課題に思っていること、今後こうしていきたいといったことを、お互い情報共有、連携しながら、市として、市の事業所として子どもさんたちみんなを支えていこうというような形で、事務所の方で連携していきましようという話をさせていただきました。今後も民間事業所とも連携しながら

ら、研修を行ったり、市全体でその事業所も含めて、質の底上げを図っていくために、児童発達支援センターの役割として非常に大事なところになっていきますので、連携をしながら進めていくことと考えています。

【飯島委員】今いろいろ聞いていて、保護者の皆さんの不安というのがすごくあるなと思うのと、やっぱり今まで分散していたものが一つになるということはいろいろな意味でサービスが少なくなってしまうのではないかと感じます。今や~~っ~~ぱり、昔、ポストの数ほど保育所と言われていた時代がありましたが、今では、統廃合し、数が少なくなっている中で、利用する方たちにどれだけきちんと支援していけるのかなというのも課題があるのではないかと思います。今回の保育所もそうですけれども、巡回相談というのが毎年ありましたが、公立だけではなく、民間にも行くということで、今まで年に2回だったのが、今年は年1回になっているということはきっとそれに携わる人材、配置人数が少ないのかなと思うと、行き届いたものを一つにする、そしていろいろな方になったときに人員がある程度確保されないと、今までやっていたサービスが少しずつ少なくなってしまうというのは、何となくそういった懸念も感じられるので、話を聞いてなるほどと思う部分と、やっぱりそういったやることに対しての受け皿をそれだけ確保できるかということも大きな課題となるのではないかと思います。

【岡崎座長】スタッフの配置等に関しては、前回の資料にはざっくりは出ていましたが、変更や予定などがありましたら、教えていただければと思います。

【事務局（吉村）】人員配置についてですが、今日の資料1の各事業に必要な専門職や職員配置の羅列は書いてあります。ただ、人数的なところは、いろいろな新規事業や、拡充する事業もありますし、児童発達支援センターとして、より専門性の高い支援を実施していくという役割もありますので、そのあたりは市の人事の担当と協議しながら、不足ないように、人員配置を進めていただくようお願いしているところではあります。

【岡崎座長】具体的な人数としてはまだ難しいけれども、ある程度新規事業、拡充事業を踏まえたいえでの人員をとということでよろしいでしょうか。

【宮園委員】今回こういうふうな、発達の支援ということで、総合相談窓口が一つにな

るということはよいと思いますが、もしよければそういうパンフレットみたいなものがあると、外来でも不安を感じている保護者にここで相談してと口頭で説明をしているので、より具体的になってわかりやすいと思いますのでお願いできればと思います。あとは今、医療的ケア児支援窓口もこちらに移動するかということを確認できればと思います。

【事務局（吉村）】パンフレットの件は、非常に貴重な御意見ありがとうございます。児童発達支援センターの設置に向けて、いろいろ市民の皆さんが使いやすい窓口を周知できるようにパンフレット等も作成していきたいと思います。医療的ケア児の相談窓口ですけれども、先生のおっしゃるように、児童発達支援センターの方にこの窓口の方をつくってそちらでも対応できるようにしていきたいと思っています。

【根本委員】先ほどの市が行う児童発達支援センターと民間事業所との差別化というところで、今、障害を持つ子供たちの親もやはり一人親家庭であったり虐待のケースであったり、他の方の支援が受けられないというような家族も多いかと思ひまして、緊急の一時保護として、子どもたちの受け皿としてなど、市として、児童発達支援センターを設置するにあたって、何かお考えを聞かせていただければと思います。

【事務局（根本部長）】虐待時の緊急の一時預かりについては、今現在も話がありまして、相談支援専門員と一緒に過ごせる場所というところを考えて、今後検討をしていきたいと思っています。今までの経験では、医療的ケアを必要とされている方は実際にいらっしゃらなかったですけれども、今後必要となってくると思います。現在は市内にそのような施設がない状態ですので、今もし、そのようなことがあったときには、県内で探すことになると思います。レスパイト施設に関しては、現在も働きかけ等を行っていますので、委員の皆様の御協力を引き続きお願いできればと思います。

【根本委員】ありがとうございます。例えば、日中急にお母さまお父さまが調子を崩してしまって病院に行きたいとかで、普段利用しているところがないとか、急に体調を崩してしまったとかでも受けもらえるようなものが日中だけでもあるといいのかなと思いました。児童相談所とのつながりなども児童発達支援センターが担ってくれたらなど

思いました。

【吉田委員】 児童発達支援センターに望むことは、発達に問題を抱えたお子さんがより早く支援につながるためのアセスメントの場所ということを期待したいです。見たところどこに障害があるかわかりにくいような、お話もできるし、元気そうに見えるんですけども、早期に、感覚統合のような療育を受けられるということが、本当に早いうちに必要だと思います。そういったその役割の目的が療育をずっと続けていくことではなく、アセスメントをして、この人にはこういう支援が必要だっていうことを本当にその人が過ごす場所、家であったり保育所であったり学校であったり、受けられる支援をきちんとこの児童発達支援センターでアセスメントをしていけるような役割があると思います。そのための連携や研修であり、一人の人がずっとではなくていいと思うんです。この人は、どういう人ってわからないままに他のデイサービスに繋がって、全く逆の良くない支援に繋がっている方もいますので、そういうことにならないようなポイントとなる関わりの場所としてぜひお願いしたいと思います。

【江藤委員】 強度行動障害の方とか、どこの施設も受け入れてくれない、私の相手をしている方はどこの施設でも受け入れてくれない方がすごく多いです。このように乱暴な子は受けられません、このように大変な子はうちでは見られませんと言われてしまう、医療的ケアが必要でそういったことになってしまう子もいます。体は元気だけれども、行動障害を持っている子達にとっては、他の大人はこの子は何をするかわからない、どうしたらいいかわからないとなってしまう。そういった子たちは、小さなときに療育の失敗が起こることがすごく多い。その子にあわせた、きちんとした療育支援に早いうちにつなげるべき。その時に、子供だけを見るのではなく、御家庭の環境であったりとか、親御さんの考え方であったりとか、こういう子でも大人になって、ちゃんとこういうふうに暮らしていけるという例がきちんと見えるような形になっていれば、お母さんたちが鬼の形相で宿題をやらせなくても済みます。泣いている子に勉強をやらせなくてもいいんです。そういう子は自己肯定感がどんどん下がって行って、かんしゃくを起こして暴れたりします。そうならないような、先ほど吉田さんがおっしゃったようにその子に

合わせたアセスメント、小さいころから行動障害を持っている子はいます。そのような子たちがどうしたら落ちつけるのかっていうような知識を持った先生方であったりとか、あとはもう相談に来たお母さんにすいません予約がいっぱいで、2ヵ月後に来てくださいとか、そういうふうな形にならずに、相談に来ている時点でお母さんたちはいっぱいいっぱいなのです。とりあえず1回は会ってみてあげてください。そういうふうなことができるような人員配置に少し余裕がある形でやっていただけると私たちはとてもありがたいと思います。小さい子で、うちの子に障害があるとわかった瞬間、お母さんたちの不安はものすごいです。医療的ケアがあってもなくても同じことです。医療的ケアが必要な子は病院に繋がってるので、少しだけ安心感はあると思います。小さい子は、みんな同じくらい不安です。お母さんたちを待たせないであげてほしいです。すごく難しいことかもしれませんが、余裕をもって、ちょっと待ってねとにならないようにしていただきたいと思います。

【木村委員】いろいろなお話を伺いながら、また資料もよく拝見しながらですけれども、地域支援事業ということにおいて、保育所の研修、また民間保育園・幼稚園等の取り組みに期待をしたいなと思っているところですが、さらには、地域支援事業で議論されていたのかわかりませんが、保育園、幼稚園、小学校、中学校などでも限度があると思います。そういったときに、保育士、教師だけでなく、地域の医療との連携というものを、今回改めて一つの大きな組織になりますので、そういった中において、医療でも相談の中でも、上手な聞き方、指導の仕方だけでなく、保護者のメンタル的なところも含めて、対応できるような組織的な連携をとれることが、今回をきっかけに前に進められるといいのではないかと思います。もう一つは、今つくば市の場合は、外国人の方がたくさんいらっしゃいますので、外国人の方々は、言葉を初め、様々な文化、宗教を含めて、さらには、LGBTQX とかを含めての多様性において、特に障害のある方々からこそ、多様性についての発信が難しくなると思います。そういった方々を含めての改善、対応は考えていく必要があるかと思っています。

【藤井委員】地域支援事業のところで、連携事業が上がっているんですけども、研修

は、当然これは、いろいろなところでやっていただいていることだと思うんですが、実際に民間の放課後等デイサービスであったり、児童発達支援を行っているところに、専門職の方たちで行って、現場での指導っていうのも、その場で指導していただけたら、もっとわかりやすく、いいんじゃないかなと私的には思っております。

【吉田委員】人手不足のところに関してですが、ペアレントメンターがつくば市では始まっています。ペアレントメンターというのはもともとはアメリカなんかでやっぱり自閉症のセンターにつながる時に待たされる。そこを穴埋めするために、お母さんたちが動くという、そういうシステムです。ぜひ私は、つくば市のほうで、ペアレントメンターの活用をしていただいて、先輩のお母さんたちで、苦勞して子育てをしてきた方がいらっしゃるので、ただペアレントメンターという形だけで行っているというのではなく、本来の機能として、メンターさんが新しい障害を持ったお子さんのママに寄り添っていくと一緒にやっていければいいと思います。

【岡崎座長】まとめるということはあまりないんですけども、やはり新規に立ち上げる事業と、継続して行う事業というところに、どのくらい人員を充てられるのかが一つと、家族支援、地域支援というところに関しては、やはり民間で動いているところとうまく繋がって情報をそれぞれが持っているような形になっていますので、民間のところを利用される方が大半ですし、もちろん頻度も様々なので一概には言えませんが、もう民間の事業所を利用されることを前提にした場合に、こちらがどのような形で、具体的な支援をしていくのかということについては、事業所への研修についての話でもあるかと思いますが、直接指導にあたるということで、いろいろ壁があるかと思いますが、そういったことは他の自治体ではあまり実施していない気がします。具体的にあまり存じ上げておりませんが、事業者の方も保育園、幼稚園、学校に訪問することを掲げてらっしゃるところもあります。そのあたりとかぶる形になってしまうとあまりいい形ではないかもしれません。同じことを言われたら、保護者さんにとっては負担が大きくなるかとも思います。そういったところはサポートブックがこの間活用されると思いますが、うまく繋がるように、ワンストップというか、情報を集約しているということを示せるよう

な形でつくれるといいのかなと思います。他に何か御意見はありますでしょうか。

(異議なし)

【岡崎座長】御意見いただいたところですので、このままという形ではないかと思いますが、少し意見を集約していただいて、今回お示ししているこの資料①、②に関するところについては、基本的には進めていくということで、御同意いただけたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【岡崎座長】では、次に議題（２）設計業務に係る各諸室の要求水準書（案）について、事務局からお願いいたします。

【事務局（吉村）】議題（２）について説明させていただきます。前回の検討会では、児童発達支援センターを春日プラザを改修して整備して、必要となる諸室の面積や数などについても御説明させていただき、皆様から貴重な御意見をいただいております。今後のスケジュールとしては令和６年度から７年度に設計業務を実施する予定となっております。資料３児童発達支援センターの設計に係る要求水準案をご覧ください。資料３は、この設計業務を実施する上で、児童発達支援センターの各諸室の仕様の要求内容についてまとめたものになります。この資料を参考にしながら、設計を委託する事業者と協議し、設計を進めていくこととなります。１ページから２ページについては、前回の資料にもありましたが、必要な各諸室の規模、室数などを記載しています。３ページ以降は、施設全体や各諸室、設備、外構などの仕様の要求内容を記載したものになります。春日プラザの既存建物を改修しての整備となりますので、躯体の構造等で要求内容がすべてこの通りにいかないこともあるかと思いますが、その場合は協議をしながら、よい方向を検討していきたいと考えています。資料３の内容を簡単に御説明いたします。まず１ページ、２ページの内容は、先ほどお話したような必要諸室の内容から、今回８番の車椅子の利用者でも広く利用できる相談室（大）や、１７番の児童や保護者が気軽に集える場として、１階に遊び場、交流スペースを作ることなどを追加しています。３ページをご覧ください。３ページのア施設全体の要求水準の内容は、児童福祉施設として機

能するような設備や、災害時の避難経路などを考えた動線確保、必要な設備として、自家発電設備などを有するような設計をお願いしています。3ページの下段からの、イ各諸室の要求水準では、1～2ページにあった各諸室の機能を考え、必要となる設備や場所、仕様をそれぞれに記載しています。児童発達支援事業の集団療育を実施する指導訓練室A、B、Cは、特にCが肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童が利用することを想定しているため、4ページの「訓練室Cについて」にあるように、床暖房やコンセントの増設、あわせてトイレや調理室のうち、設備などについて詳しく記載しています。また、訓練室の各部屋と、トイレや手洗い場の配置案や、指導室Aには、保護者が支援の様子が別室で観察できる観察室などを設置し、様々なニーズに対応できる部屋を整備することを考えています。4ページの下段からの個別指導室は、専門職が児童の評価などを実施するための部屋として考えており、各専門職の評価や指導などの内容を想定して、必要な器具や設備が設置できるような仕様を記載しています。理学療法士、作業療法士が主に使用を想定している個別指導室（大）は、感覚統合遊具が吊り下げられる天井の仕様や言語聴覚士が主に使用する個別指導室（小）には観察室や遮音ができる仕様を記載しています。6ページをご覧ください。6ページの遊戯室、倉庫については、集団療育指導で、運動遊びやリズム遊びなど体を動かすための空間確保ができることや、各種行事等での使用を想定した設備を要求しています。次にあります相談室については、プライバシーを確保し、相談者がリラックスして相談を受けられるような場所や設備について要求しています。相談室（大）については、先ほども御説明させていただきましたが、車椅子の利用者が使用できるような空間確保や設備を記載しています。7ページをご覧ください。事務室、調理室、トイレ、シャワー室なども様々な障害のある方々も利用することを考えて、必要となる仕様について記載しています。次の③設備に関する要求水準については、電気、ガスや給排水、空調等の設備に関することを記載しています。最後に8ページです。④外構に関する要求水準では、児童発達支援センターの園庭を敷地内に設置することや、駐車場から入口まで雨に濡れないような経路を整備することを記載しています。今回、委員の皆様から御意見をいただき、設計に関わる資料に反

映できればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。議題（２）の説明は以上になります。

【岡崎座長】ありがとうございました。では、ただいまの説明内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。前提としては今ある春日プラザは構造そのものを大きく変えずに、そこを活用する形で今御説明いただいた設備を整備するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（吉村）】座長がおっしゃる通りになります。大きな躯体を改修するような形では難しいと思うんですけども、改修させていただいて、よりよい形にしていきたいと考えています。

【岡崎座長】比較的近くにいますので、なんとなく様子はわかるのですが、病院と利用時間が重なると結構出入りが大変かなと思ったのですが、そのあたりは基本的には変えられないと思いますので、病院に入るところの道路をそのまま入るかたちで、裏は入れるけど使わないなど、入口に関して少し気になりました。また、木村委員から意見があった、医療機関との連携は課題になってくると思います。そういう点では筑波大学病院の近くにあるということは、少し連携の形が変わったと思いますが、引き続き連携していくということよろしいでしょうか。

【事務局（吉村）】座長がおっしゃる通り、筑波大学とは、PFIの時に、連携の協定（覚書）を結んでいるんですけども、そこの中で、建物の整備に関するところは連携に関しては省かせていただいて、そのほか、指導内容に関することだったり、その他の連携に関しては、引き続きやっていくということで進めておりますので、今後も筑波大学さんに御指導いただければというふうに思っています。

【江藤委員】春日庁舎の目の前に住んでいます。今朝も家から出るのに30分かかりました。構造的に、筑波大学の駐車場が3方向から車が集中して、3方向に渋滞する形になっています。春日庁舎の駐車場は裏からでないと入れない形になっているので、少しわかりにくいかなと思いました。また、駐車場に停められるのは何台くらいでしょうか。

【事務局（吉村）】春日プラザの敷地内の駐車場は約90台とお聞きしています。

【江藤委員】最近、筑波大学で認知症ケアかなにかで使っているようで、結構いっぱいです。小さい子たちの場合、子どもたちは大体一人1台なので、足りるのかと不安になります。その辺りちょっと交通整理をする考えを少し持った方がいいかもしれません。あとは、公共交通機関で通いやすいように、つくバスのバス停や、つくタクのバス停があった方が、最近お母さんで車を持ってらっしゃらない方も大分増えてらっしゃるので、そういった形で公共の交通機関を使って通えるといいなと思います。設備に関しては、正直、もう今の療育はどのようなものかわかっていません。全体的に要求水準が非常に高いなというのはわかりました。ただ、要求水準の中に、メンテナンスが2年ごとで十分耐える耐久性という形にするなど、メンテナンスを2年間に1回は必ずするような表現をどこかに入れておいたほうがいいと思います。日本の構造物ってすべてにおいて駄目になってから修理するところが多いですが、そうではなくて、きちんとメンテナンスをすることによって危険が起らない形で利用していけるとした方がいいのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（吉村）】はい、ありがとうございます。先ほどの駐車場の件ですけれども、委員がおっしゃるように研修などで足りなくなると想定されます。その場合、近くの駐車場敷地等で利用させていただきながら職員の駐車場などを確保するようにしてなるべく足らなくなるようにしていくところです。あと、公共交通機関を使って行かれるようにということで、つくば駅から民間のバスやつくバスなども定期的に出ているとお聞きしています。

【江藤委員】筑波大学のバス停はあり、筑波大学に行くバスはすごくたくさん通っていて、筑波大学まで行けば、ちょっとなんですけれど、その歩いてもちょうとが大変なのが、障害者の子たちなので、直通でいけるものがあるといいなと思いましたので、よろしく願いします。

【事務局（吉村）】そちらの方もまた検討させていただければと思います。あと2年毎のメンテナンスされるような耐久性に関しては、建設部署と検討させていただきたいと思います。

【吉田委員】この建物の何階が使われるのでしょうか。

【事務局（吉村）】そちらの方も何階というところはこれから設計をして決まっていくところではあります。大体1～3階あたりでお子さんが利用するスペースは確保できたらと思っているところです。

【宮園委員】医療的ケア児のお子さんも利用する形になると思うので、エレベーターが止まってしまうとどうにもならないと思いますので、具体的に2階以上の諸室についても、車いす利用者が避難できる設備などを具体的に教えていただければと思います。

【事務局（吉村）】エレベーターについては既存の春日プラザの方に1台設置はしてありますが、エレベーターの箱の大きさが、大型の車椅子の方も乗れる形に改修が必要であれば検討していくような形に考えているところです。また、災害時の経路については、まだ詳しくは検討していません。設計の段階の中で、2階以上の車椅子利用者の避難経路をどういう形が確保できるのが一番いいのかというところを検討していければと思います。

【木村委員】最終ページのところの外構に関する要求に載っております、人の通行の少ない敷地内の場所に児童発達支援センター用のプールや砂場等の簡単なという言葉が入っておりますけども、スペースはどこに作るのかなというのと、ぜひ作っていただきたいなと思います。また、駐車場が多少手狭になっても、何か工夫をしながら設置をしていただきたいと思います。また、今、エレベーターとありましたけれども、一般の方との共用はやむを得ないかと思いますが、そこにおいて、何か子供たちが人と会うことよっての反応があるかと思いますが、そのあたりの整備もお願いしたいなと思います。もう1点、大切に組みんでいただきたいなと思ってるのは、児童発達支援センターの職員の方々の休憩施設、職員の方の働く環境を通常よりもより少し過度にしたい。一番大切なのは、子どもたちに接する職員の方々が、より安心して、気持ちよく、やりがいを高めて、責任感をより高めて、もちろん給料も大切なんですけども、ほっとする場を作っていただくことをお願いしたいと思います。

【後藤委員】資料3の2ページの16番教育相談センター（春日出張相談）となっていま

すが、学校のこととか、推進室の先生と相談する際に、使う相談室だと思うのですが、児童発達支援センターは18歳までが対象なので、小学校や中学校に通うお子さんからそういう相談があって、そこに、推進室の先生と相談すると思うのですが、児童発達支援センターの方に相談の電話があったときに、庁舎の推進室の方に相談してくださいと、案内をするのかと思いますが、児童発達支援センターがあるのに、相談の予約は、推進室が庁舎でとなるのか、相談する場は庁舎なのか児童発達支援センターなのか、その都度決まっていくのかをお伺いしたいです。また、駐車場が90台では、就学学習会が、職員やスタッフの数を含めると足りないと思ったので、近くに臨時に停められるところがあるとありがたいと思いました。また、19小会議室などが適宜となっている理由を教えてください。

【事務局（吉村）】まず1点目で、推進室との連携という点ですけれども、推進室の方とまた今後協議していく形にはなりますが、やはり庁舎で相談した方がよいのか、児童発達支援センターで実施した方がよいのかというところは、今も就学相談に関しては、出張してやることもあるということをお聞きしておりますので、利用者さんの便宜に添うような形で設定をさせていただけるようこれから協議していきたいと思います。相談室に関しては、こちらの教育相談センターの出張相談の相談室だけではなく、他の利用していない相談室なども適宜使って受けていこうと思いますので、そちらは確保していきたいと思っています。駐車場に関しては、臨時で使用する場合ということもあるかとは思いますが、駐車場を使用する場合に関しても、90台では足りない場合は、周辺敷地の方に職員駐車場等を確保して、なるべく利用者の方に不足の無いようにしていきたいと思っています。それでも足りない場合には、その都度協議させていただければと思います。小会議室に関して適宜というのは、必要数というよりも、小会議室一つ以上は必要かなと思っておりまして、またそのあたりが、中の設計をする段階で必要数1以上のぐらい取れるかというところを設計の方と協議していきたいと思います。また、小会議室という形で、会議ができたりとか、使い方を考えていながら設計を進めていくということで適宜としています。

【江藤委員】今ものすごくわかりにくくなっているのは、建物の見取り図みたいながないので、これをざっと見ても頭の中で、どこに何があって、どういう形に入って、今現在どういう部屋割りになってるのか、躯体変更をしないということであると、どこに何をというふうにはめ込んでいってジグソーパズルみたいな形になっていくと思います。これが本当に全部入るのかとか、職員休憩室が狭いなどと、そういうようなことが起こってくると思います。できれば、私たち、あまり建築的な想像力のない人間にとっては、絵にしてもらえるとすごく助かります。まだ確実に決まっていなくて、設計をしていないよということは多分あると思います。ざっくりした春日庁舎の建物の見取り図と何がどのぐらいの広さの予定でいるよみたいな、それぞれの予定が手書きで書いてあるようなものを全部そろえていただけるとわかりやすいのかなと思います。特に今現在、筑波大学さんが使っているエリアがどうなるのか、そういったのもまだ多分完全には決まってない状態だと思うので、どうなっていくのかということも全然想像できないので、できれば、絵にしてほしいです。

【岩崎委員】予想されているフロア面積は、いっぱいギリギリなのか、それとも少し余裕を持たせながら必要諸室を積み上げたものなのかというのを少し知りたい。というのも、今後、新しい事業を加えたり、展開したりするときに小会議室などの部屋数が足りなくなることもあるかと思っています。そういった部分もあわせて入れていく必要があり、それが小会議室の役割かなと思います。その見立てなどがあれば知りたいところです。少し調べた方がよいと思ったのは、訓練室Cでいわゆる医療的ケアが必要な方、いま世の中の流れとして、医療的ケア児の方が増えてくる可能性があって、それと関係する医務室などの割り付けを持っている先進的に動いている市町村はどの程度のスペース、割り付けで行っているか、特別な仕掛けをとりつけているのかというのは調べてもよいかもしれないと思いました。

【根本委員】今、感染症のことが言われている中で、そういったことが配慮されたスペースがあるとよいと思いました。朝から体調が悪ければ、行かないということになるかもしれませんが、来所中に嘔吐や急な発熱してしまった子がおやすみできるスペースが

あり、感染といったところに配慮できるものがあるといいと思いましたので、検討していただければと思います。

【事務局（吉村）】いまお話がありました、目で見えてわかる見取り図等についてですが、現在、筑波大学さんのほうで借用されている関係で、どこどのように使っているかといった見取り図については、お出しできません。申し訳ありません。設計する中で、部屋の配置などの形で決まってくるようであれば、委員の皆様にお出しできるものは共有させていただこうと思います。岩崎先生からありました、医務室と訓練室Cについてです。医務室の広さに関して、貴重な御意見をありがとうございました。先進的に動いている市町村、特に医療的ケアの必要なお子さんを療育している児童発達支援センター等の情報を集めながら、よりよいものにさせていただくように検討をしていきたいと思えます。

【江藤委員】春日庁舎は、建物自体はかわらずあると思うので、建物の見取り図は、だれがどこをどう使っているではなく、現在、どういう建物なのかっていうことを出していただけると、それだけでも想像がつきやすいかなと思ったんですけど、その表に書いてある20平米程度、大体12帖だそうです。要するに、20平米って言われて、どれぐらいの部屋なのかなっていうのがわからないんです。20平米の部屋、例えば縦何m、横何mの中にベッドがあってそのほかにどんな器具があるのか、どんな棚があるのか大体想像がつかいません。岩崎先生のように、お医者様をやってらっしゃると、病院でこの程度だよというのがわかると思います。どれぐらいの広さなのか、12帖がどれぐらいに使えるのかっていうのは全くわからない。なので、それぞれの部屋はどれぐらいの大きさでこういうものが置かれますみたいなのが、想像つく範囲であるとよいかなと思います。建物自体は実際建物があるので、誰がどこを使っているではなく、形だけ教えてくれればそれでいいかなっていうふうに思っております。まだ決まってないところまで出せと言うつもりは全くありません。ただ、想像しろって言われても、40平米はどのぐらいの広さなのかなど全くわからないんです。特に女性陣、立体上の想像力って弱いですよ。なので、何平米と表現されても、意見の言いようがない。本当にこれで足りるのか、本

当にあの建物に入りきるの、先ほど岩崎先生がおっしゃったように、余裕はあるのか、この先別に必要な事業が出てきたらどうするのか、そういったようなこともやっぱり考えておかないといけないんだと思うんですね。なので、別に出しちゃいけない情報まで出せなんて言わないので、建物が建ってるので、今そこまで行って、ちょっと中入って歩いてくればわかる程度のことなので、その建物がどんなものであるかぐらいは、教えていただければと思います。

【木村委員】今の江藤さんのお話、ごもっともだと思います。医務室が20平米、また、事務室は40人で120平米程度ということですが、いろいろな機材とかがあるなかで、広ければ余裕あるほどいいかもしれませんが、予算に余裕があるわけじゃありませんから、必要などころにより良くってという判断をしておりますので、今お話いただいたような、いわゆる図面で、ベッドが2台入るか、3台入るかとかいろいろあろうかと思えますけども、基本的にはすべて法令、法律で定められたところもたくさんあるかと思えますので、先ほど私、職員の休憩室を話しましたが、60人以上の場合は、職員休憩所が横になるベッドがなくてはいけないとか、40人以上でもあった方がいいよな、そういった思いがあろうかと思えますけども、まずは最低限、あくまでも法律は最低ですから、それに書いてある通りで良いとは思いますが、基準となるものもあわせてお示しいただいた上で、だから20平米なんですとか、もしくは、さらに良くするには、何平米がいいのか、そういった形で基準も提示していただきながらしていただくとよいと思います。

【宮園委員】今、3ヶ所に分かれている場所の面積はだいたいどのくらいの広さで、それよりどのくらい広がるか知りたいと思いました。今、筑波大学で使っているものには、私が手に入る範囲であれば、何がどこにあるかなど、分かるかなと思いますので、聞くことは可能かなと思います。

【事務局（根本部長）】貴重な御意見ありがとうございます。春日庁舎は4階建てですけども、実際に児童発達支援センターを設置する場合には、全フロアを使う予定です。当初、筑波大学とのPFI事業で実施するといった際の、基準の平米は、2,000平

米位で予定しておりました。若干、上下するところではありますが、春日庁舎の4フロアで使用できる面積の合計は、4,000平米あると聞いています。余裕はあるかどうかに関しては、余裕があると考えています。

【事務局（吉村）】福祉支援センター3ヶ所の、現在、療育施設の方の平米数ということですが、各療育のお部屋は、ここでいう指導児童訓練A、B、Cに利用している部屋が、ちょっとセンターによってばらつきがありますけれども、30平米程度、30から40弱ぐらいのお部屋を使っている形になっています。その他は大きなホールで、療育の中で運動をするような大きなホールに関しては、現在、さくらのセンターが一番大きなホールになりますが、あちらが約80~100平米というところになっています。実際、この1、2ページの方の、各諸室の大きさに関しては、指導訓練室A、B、Cは30平米以上というところで考えておりますし、ホールの予定でいます、遊戯室・倉庫というところも100平米程度というところで、現在の福祉支援センターの大きさよりもちょっと余裕を持って、設計していただくような形で要求しているところです

【岡崎座長】これもやはりその図面的なものがないとわかりにくいなと思います。何となく話の流れで、これは一部を使うのかなと、思っていました、全部ということでしたので、先ほどまでの議論の前提が変わってくるかなと思いますが、いずれにしても、今出されている案というのは、ある程度、それらを想定されたものだという理解をしているんですけども、具体的に配置をしていったときに、位置関係とか動線などについて、そういった調整に関しては、委員の方に協力いただく形で議論していければと思います。

【江藤委員】22番のトイレですが、基本的に個室の部分だと思いますが、大人用の普通のトイレは、介助者と子供と一緒に入ると少し狭いところがあるので、少し広めのスペースを取れるものもあるとやりやすいと思います。多目的トイレを各フロア1ヶ所ということで、人数がどれぐらいいるかわからないですし、どうしても結構大きい、身体障害者の方でもおりますので、そういうユニバーサル施設であるとか、そういったようなベッドが大きな施設に1ヶ所しかないということもありますので、そうはならないよう

にしていきたい。トイレこそゆとりをもったものが必要かなと思います。介助者が必ず付きますので。

【岡崎座長】では、他にないようでしたら、児童発達支援センター設計に係る各諸室の要求水準については、具体的な運営等も含めた形での検討をするという形で進めていただくというふうに理解しておりますが、そういった形でよろしいですか。では、ご用意いただいた議題はここまでにあります。その他、委員の皆様方から何か意見等ありましたらよろしくおねがいします。

【後藤委員】資料が遅いので、1週間前にはついて欲しいなと思って、もう日付見ても30日なので30日に着く感じぐらいにお願いしたいなと思います。もし遅くなってしまったときはそのぐらいの量だったら、メールでも構わないです。障害福祉課の資料はいつも遅いんで、他の課はもっと早いのでうちちょっと早くしていただければと思います。

【事務局（吉村）】大変申し訳ありませんでした。資料の方は、次回から早めに皆様のお手元に届くようにさせていただきます。あわせてメールの方も、同じようなタイミングで、早めのタイミングで送付させていただくような形をとらせていただきますので、今後ともよろしくお願いたします。申し訳ありませんでした。

【木村委員】第2回で、意見交換が有意義だったかなと思っておりますけども、在り方検討会の具体的な今後の予定があれば教えていただきたい。

【事務局（吉村）】本検討会につきましては、本年度は今回で終了とさせていただきますと思います。

【江藤委員】すいません、9時半はやめてください。私、息子を石岡まで送り届けてからこちらに来ています。大変、皆様お忙しくて、スケジュールすり合わせてこうなったかと思いますが、障害のある子を送り届けるのがどれぐらい大変だということを、ここで身をもって証明してしまいました。よろしくお願いたします。

【事務局（吉村）】時間の方、申し訳ありませんでした。次回は、また10時以降などで設定をさせていただきたいと思います。こちらの御配慮が足りず、申し訳ありませんでした。今後の検討会のスケジュールについては、先ほどお話したように今年度は、今回

終了することになりまして、来年度設計ということで、今御意見いただいたことも含めて、少しこちらの方で検討させていただいて、また来年度、必要な時期に開催させていただくという形で進めさせていただこうと思っております。はっきりとこの場でお伝えすることが、難しいのですが、早めに日程設定をさせていただければと思います。

【事務局（岡田課長）】設計の話ですけれども、公募する方向で考えています。事業者の方が、要求水準を見ていろいろ提案していただいて、一番良いところが交渉権を得るといった形で、よりよいものをつくっていただけると考えています。あとは適宜、お聞きしたいところとか、御意見を聞きたいところは、文書の方で送らせていただいて何か提案していただければと思います。

【根本委員】論点がずれてしまうと思うんですけれども、児童発達支援センターの在り方の検討会ということなので、今現状、さくらととよさととくきざきで行っている療育がセンターに統合されるということで、さくらでは大人になってからの活動も地域支援事業ということで行われているかと思うので、そちらの方をどうしていくのが、枠が子供たちの部分がなくなっていくというところで拡大していくのか、継続のままある建物で継続していくのか、この場でなくて結構ですので、どこかで示していただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

【岩崎委員】付け加えになってしまいますが、そんなに大きいんだということを今回感じました。今、災害といったこともありますので、つくば市全体のプランというものもありますが、医療的ケアが必要な方たちが、災害が起きた時に起きる停電への配慮だったり、備蓄が相当できそうで無停電型の避難所的な役割だったり、いろいろなアイデアが、これだけのスペースがあればさらに付け加えられるのではないかと思います。

【木村委員】設計については、プロポーザル方式で行っていくということでよろしいでしょうか。それと、今年度はもう終わりですが、一定的に次があるということを再度確認して、そこではもう設計に対して、確定したものを紹介するだけなのか、それとも意見を見て、限度はありますが、幾分の修正の判断が可能なのか、それとも、今後ある程度御意見を頂いたなかで、任せてくださいとなるのか、いかがでしょうか。

【事務局（根本部長）】本日頂いた御意見で、仕様書を修正させていただいて、修正内容を送らせていただきたいなと思います。スケジュールの詳細はまだですが、プロポーザル方式で進める設計の方も来年度早々に始めないと、スケジュールとして間に合わないなということになりますので、意見を反映させていただいたもので、進めさせていただいて確定とさせていただければと思います。ただ、仕様書ですので、絶対そこから修正できないというものではないと思います。協議が必要になりますので、また、お知らせさせていただければと思います。

【江藤委員】水と電源は多い方がいいと思います。

【岡崎座長】役員任期が3月までということになっているかと思いますが、そこがアップデートされる可能性が高いといえますか、継続してというところを含めて検討していただければと思います。

よろしければでは議事進行の方は終了させていただきます。

【事務局（倉持）】岡崎課長、議事の進行どうもありがとうございました。委員の皆様には、本日も長時間にわたり、活発な御協議をいただき、誠にありがとうございました。ここで事務局からのお願いをさせていただきます。本検討会における委員の皆様の任期につきましては、今年度末までになっております。公私ともに、お忙しいところ御協力いただきまして、本当にありがとうございました。しかし、児童発達支援センターの設立、開設までは、まだまだ皆様のお力添えをいただくことが必要ですので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。本検討会の委員の御依頼等改めて、御連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日駐車券の無料化処理がまだの委員の方がいらっしゃいましたら、お帰りの際、事務局までお声をかけてください。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回つくば市児童発達支援センターの在り方に関する検討会を閉会いたします。

令和5年度 第2回つくば市における児童発達支援センターの
在り方に関する検討会 次第

日 時 令和6年(2024年)2月5日(月)
9時30分～11時30分

場 所 つくば市役所2階 防災会議室2、3

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 議事

(1) つくば市児童発達支援センターで実施する各事業と現在実施している事業の方向性および見直し内容(案)について

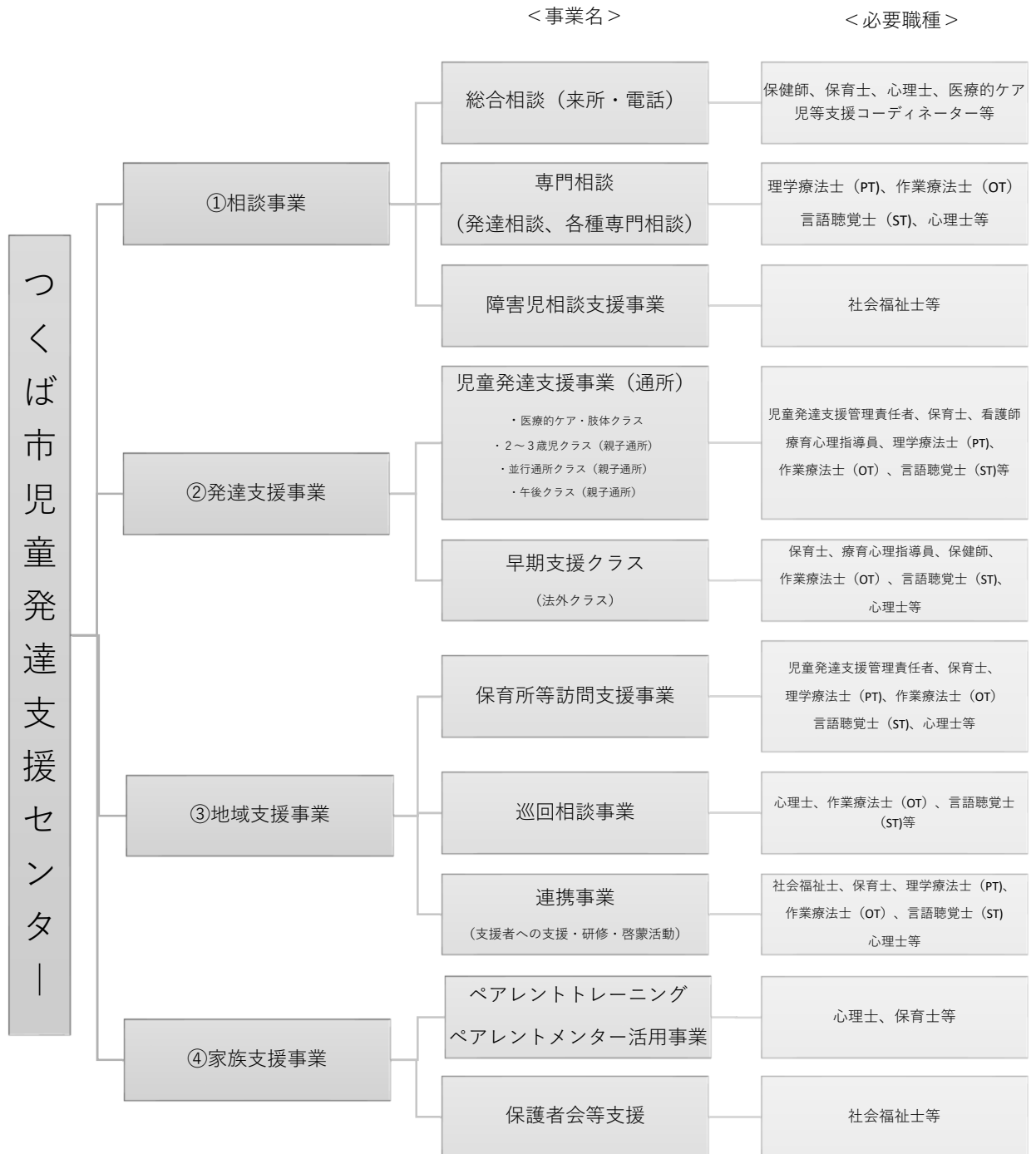
(2) 設計業務に係る各諸室の要求水準書(案)について

(質疑応答及び意見交換)

4 その他

5 閉会

つくば市児童発達支援センター事業体系図及び職員配置（案）



【資料 2】

事業の方向性および見直し内容（案）

現状の障害福祉課および福祉支援センターの児童発達支援に関する事業を次のとおり見直し、児童発達支援センターの開設に向けて、再編成していきます。

	現状	方向性	見直し内容
① 相 談 事 業	【総合相談窓口】 ・障害福祉課の窓口で様々な相談に対応。	総合的な相談機能を担う窓口として、障害種別に関わらず、18歳までの相談内容に対応するとともに、必要に応じて、より専門的な相談等にスムーズにつなぐ役割を果たす。	(1) 児童発達支援センター ・ <u>総合相談窓口を設置</u> 拡充 （すべての相談の窓口になり、適切な相談・支援等に案内）
	【発達相談】 ・障害福祉課、子育て支援センター、保健センターで実施。 ・主に心理職が対応（一部STで対応） ●発達に不安がある児及びその保護者に実施。肢体不自由児の相談は少ない。	発達相談の体制強化を図るとともに、児童発達支援センターの総合相談との連携、専門相談の体制構築を図る。	(1) 児童発達支援センターで実施。発達相談に加え、各種専門職（PT、OT、ST、心理など）による <u>専門相談の実施</u> 。 拡充 (2) 子育て支援センター、保健センターでの相談は <u>継続</u> 。 継続
	【相談支援事業所】 ・障害者地域支援室に開設（R2年4月）。 ・計画相談、基本相談を実施。セルフプラン作成に係る保護者支援及び計画相談支援事業所利用の案内も実施。 ●市内で障害児相談支援を実施できる事業者が少ない。	市の中核的な相談支援事業所として、様々な相談対応を行う。 市内で計画相談支援の利用者を増やし、地域連携の中で、より実効性のある支援プランを提供していく体制を構築する。	(1) 児童発達支援センターに <u>事業所を移行</u> 。 継続 (2) 民間の障害児相談支援事業所との連携および困難ケースの対応などへの助言・指導を行う。 (3) 関係機関との連携を図るため、ケース会議、移行支援会議等を実施。

【資料2】

	現状	方向性	見直し内容
② 発 達 支 援 事 業	<p>【児童発達支援事業】（通所）</p> <p>市内3か所の福祉支援センターで実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて親子通所 ・2歳～5歳児対象 ・肢体不自由児クラスと発達支援クラス設定 ・専門職は障害福祉課から派遣 ・幼保との連携事業実施(R3年4月～) <p>●障害特性に合わせたクラス設定が難しい。また、3センターの支援内容が統一できない。</p> <p>●医療的ケア児・肢体不自由児の単独通所できる事業所が少ない。</p>	<p>障害種別に関わらず受け入れ、保護者の障害受容の過程に寄り添う療育の体制を提供する。</p> <p>市の中核的な役割として、地域の関係機関等との連携を推進していく。また幅広い専門性にもとづく発達支援を実施するため、専門職の適切な配置を行う。</p>	<p>(1)児童発達支援センターに移行（3か所の福祉支援センターで実施している児童発達支援事業を統合する） 拡充</p> <p>(2)年齢及び状態に合わせたクラスを設置する。 拡充</p> <p>(3)医療的ケア児・肢体不自由児の単独通所クラスの新設。 新規</p> <p>(4)インクルーシブを推進するための地域連携事業を継続する。（幼保、学校、民間事業所等との連携） 継続</p>
	<p>【早期支援クラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業（早期支援クラス）として、R5年10月から開始。 ・発達が気になる段階から早期に支援する場を設け、必要な支援を検討するクラス。 ・1～3歳児対象 <p>●利用希望者の増加傾向。待機期間が必要になる。</p> <p>●実施場所を増やす必要あり。</p>	<p>発達が気になる保護者の不安に寄り添い、通いやすい雰囲気でも早期に支援に繋がれる場とする。</p> <p>多職種の職員が関わり、多角的に児の評価を行うことで、適切な支援先に切れ目なく繋いでいく。</p>	<p>(1)児童発達支援センターで定員を増加して、継続実施。 拡充 （開設前は段階的に複数の福祉支援センターで実施）</p> <p>(2)保健センターの「のびのび子育て教室」との連携</p>

【資料2】

	現状	方向性	見直し内容
③ 地 域 支 援 事 業	<p>【保育所等訪問支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉支援センターとよさとに開設（R3年4月） ●発達に課題がある多くの子どもが、地域の幼稚園・保育園等に所属している現状がある。 ●所属園での活動における本人及び園への支援の必要性が高まっている。 	<p>地域へのインクルージョン推進のため、幼稚園・保育園等での適応や支援の充実を図るなど、子どもが普段過ごす環境における支援を進める。</p>	<p>(1) <u>児童発達支援センターに保育所等訪問支援事業所を移行する。</u> 継続</p> <p>(2) 事業内容や目的を周知し、地域の理解を進める。</p>
	<p>【巡回相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども未来課で実施。 ・公立保育所および私立保育園等への訪問相談。 <p>発達や行動の気になる子どもへの職員の対応の工夫などを支援する。</p>	<p>地域へのインクルージョンを推進するため、必要とする保育所、幼稚園等に専門職が訪問し、相談を受け、発達や行動の気になる子どもを支援する職員への支援を進める。</p>	<p>(1) <u>児童発達支援センターの事業として実施。</u> 移管</p> <p>保育所、幼稚園等への定期的な訪問を実施するとともに、訪問する専門職の職種を広げ、障害種別に関わらず対応できるようにする。</p>
	<p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士研修 （公立の保育所、幼稚園からの依頼で実施） ・保育所等訪問支援事業の事業所連絡会の開催 （R5年度から開始） ・サポートブックの周知や利用促進事業を実施。 ●民間の保育園・幼稚園や障害児支援事業所等の研修が実施できていない。 ●障害児支援事業所間の連携や研修等を実施する体制が整っていない。 	<p>地域の中で切れ目のない一貫した支援を行うため、民間事業所を含め、保健・子育て・教育・福祉等の関係機関が連携できる体制を整えていく。</p> <p>また、地域住民の障害児理解や事業所に対する理解を促すための啓蒙活動を実施していく。</p>	<p>(1) 支援者向けの研修、講座を計画的に実施する。 拡充</p> <p>(2) 民間事業所の連絡会を開催し、市と各事業所、事業所同士の連携を図る。また、支援内容に関する研修等を実施する。 継続</p> <p>(3) 連携のための各種会議等を定期的実施する。 継続</p> <p>(4) 障害児理解のための地域住民向けの講演会等を実施する。 新規</p>

【資料2】

	現状	方向性	見直し内容
④ 家 族 支 援 事 業	<p>【ペアレントトレーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの行動の見方や意味を考え、望ましい行動を増やすための言葉かけや環境調整などの方法を学ぶ。 ・R5 年度から対象者を拡大して実施している。 	<p>障害児を育てる家族に対し、地域で安心した子育てができるよう、こどもへの関わり方を学ぶ講座や相談会を実施する。</p>	<p>(1) <u>児童発達支援センターの事業として継続。</u> 継続・拡充</p> <p>(2) ペアレントトレーニングやペアレントメンター相談会の対象者を広げるとともに、参加しやすい方法（場所、時間、内容等）を検討し、必要としている保護者が利用できるようにしていく。</p> <p>(3) ペアレントメンターの活用内容を相談会以外でも広げていく。（サポートブックの説明会など）</p>
	<p>【ペアレントメンター活用事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年度から開始。 ・発達障害のある子を育てた経験のある親で、ペアレントメンター養成研修を修了した「ペアレントメンター」を活用し、相談や情報提供を行う。 		
	<p>【保護者会等支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会の活動や情報を一覧表（つくば市福祉団体等連絡協議会加盟団体紹介）を作成し、必要な保護者等へ提供する。 ・福祉支援センター児童発達支援事業の保護者会で開催する研修会等の講師等で職員の協力を行う。 		

児童発達支援センター設計に係る要求水準（案）

【資料3】

2024.1.26

児童発達支援センターの設計に係る要求水準(案)

① 必要諸室

- 児童発達支援センター等に整備する予定の諸室及び規模の目安は以下のとおり。規模はあくまで目安であり、利用方法を踏まえ適宜設定すること。

○児童発達支援センター

(一日利用者想定:通常クラス 30 名 医療的ケア・身体クラス 10 名、相談 10 名)

No.	室名	用途	規模等(1室あたり)	室数
1	指導訓練室 A	主に就学前児童を対象とした、グループ療育に使用	定員 10 人 床面積 40 m ² 程度	2
2	指導訓練室 B	小集団での親子療育に使用	定員 20 人 最低床面積 2.47 m ² /人以上を確保	2
3	指導訓練室 C	主に医ケア児・肢体不自由児(車いす利用児)等を対象としたグループ療育に使用	定員5人 床面積 50 m ² 程度	2
4	個別指導室(大)	作業療法、理学療法に使用 作業療法士、理学療法士による利用者評価に使用	床面積 80 m ² 程度	1
5	個別指導室(小)	評価等に使用	床面積 20 m ² 程度	2
6	一時保育室	親子療育時の兄弟預かり等に使用 保育未使用時、会議室として利用	床面積 30 m ² 程度	1
7	遊戯室・倉庫	グループ療育、親子療育等に使用	遊戯室 100 m ² 程度、倉庫 20 m ² 程度	1
8	相談室	発達相談、障害児相談支援事業等に利用	各室床面積 10 m ² 以上	4
	相談室(大)	車いす使用児・者の相談に利用	床面積 18 m ² 以上 入口は間口 1m 以上の引き戸使用	1
9	医務室	医務室・静養室として使用	床面積 20 m ² 程度	1
10	保護者会室	交流の場として使用 ピアカウンセリング等に使用 会議室として利用することも想定	床面積 30 m ² 程度	1
11	事務室	児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、事務担当職員等が利用	床面積 120 m ² 程度 40 人程度が利用	1

児童発達支援センター設計に係る要求水準（案）

【資料3】

2024.1.26

12	調理室	<ul style="list-style-type: none"> 親子通所は食事提供なしを想定 きざみ食等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 40 m²程度 	1
13	小児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 通所児童および相談等で来所する児童が利用 指導訓練室 C の近くには車いすや医療的ケアの対応ができる広さのものを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜 指導訓練室 ABC がある階については、3 か所以上。その他の各階には、1 か所以上 	3 以上
14	シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> 児童が利用 脱衣室、洗濯機設置スペース(2 台)も用意 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 16 m²程度 	1
15	利用者用休憩スペース	<ul style="list-style-type: none"> 利用者共用の飲食等が可能な休憩スペース(スペースが不足する場合は設置を省略することも可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 40 m²程度 	1

○教育相談センター(春日出張相談)

No.	室名	用途	規模等(1 室あたり)	室数
16	相談室・事務室	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、いじめ等の教育相談センターの出張相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 15 m²程度(最大 5 人の利用を想定) 	2

○児童発達支援センター等内の共用部

No.	室名	用途	規模等(1 室あたり)	室数
17	遊び場・交流スペース	<ul style="list-style-type: none"> 児童が療育時間以外で自由に遊んだり、保護者同士が交流できるスペース(飲食等も可能とする) 	<ul style="list-style-type: none"> 1階 シュミレーション・ラボ(図面)付近 	適宜
18	大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等に利用 	<ul style="list-style-type: none"> 定員 100 人を想定した規模 	1
19	小会議室	-	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 30 m²程度 	適宜
20	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 必要諸室の利用方法を考慮し、適切な室数を計画 	<ul style="list-style-type: none"> 床面積 45 m²程度 	適宜
21	授乳室	-	<ul style="list-style-type: none"> 適宜 	適宜
22	便所	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女別大人用トイレ(1フロアに1箇所以上。ただし、子ども用の洋式大便器、立便器、手洗いを各1台備えること) ② 多目的トイレ(1フロアに1箇所以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜 	適宜

2024.1.26

23	職員用更衣室 および 休憩スペース	・ 更衣室は男女別に用意 ・ 休憩スペースは飲食等 が可能な部屋とする	・ 規模は適宜	適宜
----	-------------------------	---	---------	----

② 施設に関する要求水準

ア 施設全体

- ・ 自家発電設備を有していること。
- ・ 階上の足音が極力聞こえないように遮音できるようにすること。
- ・ 児童の利用スペースの床材は、転倒してもケガをしにくく、なおかつ車いすでの通行に支障のないようにすること。
- ・ 大型車いすの利用にも配慮した専用エレベーターを設置すること。
- ・ 2階及び3階の中央吹き抜け部分については、子どもの転落防止の設備(転落防止柵など)を設置すること。
- ・ 明るく開放的で広々とした空間とすること。
- ・ 窓ガラスは割れにくく、割れたときにケガをしにくいものとする。
- ・ 開放できる窓を設け、換気が十分に行えるようにすること。ただし、虫などの飛び込みを防止すること。窓の高さは安全性と明るさが保たれる配置とすること。
- ・ 天井は、衛生面に十分に配慮すること。
- ・ 床・壁は、衛生面及び車いすの通行に配慮すること。
- ・ 事業期間中、施設の耐久性能を維持すること。
- ・ 結露・凍結による障害のない断熱性能を有すること。
- ・ 構造体の耐震安全性の確保はもちろん、建築非構造部材等についても耐震安全性の確保に努めること。
- ・ 構造体、建築非構造部材ともに耐火性の確保に努めること。
- ・ 火災時の避難安全性、耐風性、耐雪安全性、耐落雷性、常時荷重に対する性能を確保すること。
- ・ 各諸室からの安全な避難経路を確保すること。2階以上の諸室についても、児童や車いす利用者が避難できる設備等を複数確保すること。
- ・ 次のイにおいて特に指定のないものについても、つくば市と協議の上、利用方法を考慮し、適切に設計すること。

イ 各諸室に対する要求水準

○児童発達支援センター

- ・ 指導訓練室 A・B・C(集団療育指導室)(必要諸室 No.1~3)については、以下を満たすこと。
 - できる限り、指導訓練室 A・B・C が同じ階にあることが望ましい。
 - また、遊戯室・倉庫(必要所室 No.7)も同じ階にあることが望ましい。
 - 指導訓練室 B・C は、吊り下げ遊具を自由に取り付けられる仕様とすること。
 - (仕様について)各部屋の天井中心部に1mおよび 1.5m間隔で9個(イメージ図1)の天井フック(イメージ図2)を取り付ける。各フックは壁から1m以上離すものとする(イメージ図3)。フック1つにかかる重量は 1,596Kg に耐えられるものとする(最も重い器具を使用

2024.1.26

し激しく繰り返し使用したことを想定)。※根拠は別紙参照。

- 体温調節が難しい児童に配慮して床暖房(Cは必須)を設置すること。
- 壁は指導中の声が隣室に聞こえないような遮音性を保ち、指導用具や児童の持ち物などを入れる棚を設置できるような強度を保つこと。
- 室内または訓練室近くに指導遊具等を入れる倉庫(10 m²程度)を設けること。倉庫内の壁は棚を設置すること。

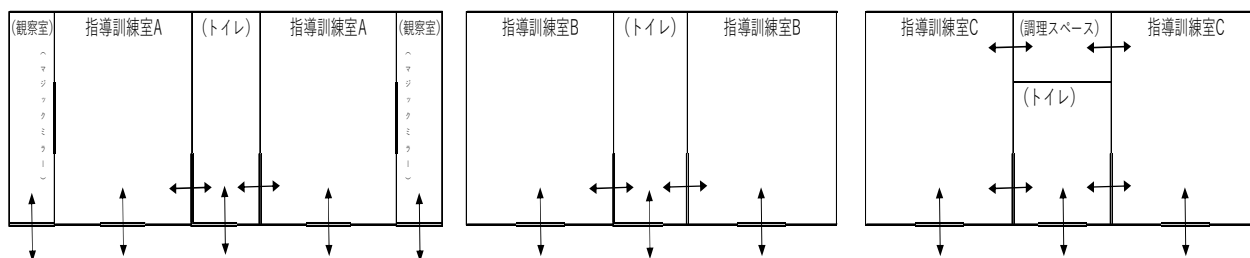
室内に設置する場合は、室内の壁面に極力凸凹がないよう、埋め込み型にできるとよい。

- 指導訓練室の各部屋に隣接または近くに、小児用手洗い場とトイレを設置すること(活動中は児童の視界に入らないような配置にできると望ましい)。
- 指導訓練室 A に付随して 15 m²程度の観察室を設けること。観察室から指導室を観察できるように壁にマジックミラーを設置し、極力遮音性を保てるようにすること。
- 訓練室 C について

- ・大型の車いすやバットでの避難経路が確保できる位置に配置すること。
- ・医療的ケア児4~5人を受け入れた際に不足しない数のコンセントが(30個程度)あること。その場合、分散した配置とする。
- ・室内に車いすに座ったまま利用可能な手洗い場と大人用の手洗い場を設置すること。
- ・車いすの出入りが可能となるよう、1,000mm 以上開口する引き戸とすること。
- ・車椅子や座位保持をおくスペースを設けること(廊下などに寄せられるところ)。
- ・訓練室 C の隣にあるトイレ(※1)には、導尿のできる設備(バット等)が置けるスペースを確保する。また、車いすに座ったまま使用可能な手洗い場があること。自分で便座に移乗できる子用の手すり等があること。
- ・訓練室 C の隣に調理スペース(※2)を設けること。

調理スペースには、コンロ、冷蔵庫、電子レンジ、調理台、食品保管庫等が置けるスペースを設けること。

- 指導訓練室 A・B・C と観察室、トイレの配置案



- ・ 個別指導室(大)(PTOT指導室)(必要諸室 No.4)については、以下を満たすこと。
 - 壁は指導中の声が隣室に聞こえないような遮音性を保ち、ぶつかってもケガをしないような緩衝素材(マット)などを貼り付けや立てかけておけるような十分な強度を確保する

こと。

- 吊り下げ遊具を自由に取り付けられる仕様とすること。天井全面がその強度を満たすこと。

（仕様について）：パーティションで区切った2室それぞれに、5m×3mを10マス（1マスが1m×1.5m）にしたパイプ格子を天井に設置。2室それぞれの天井の中心付近に位置させる。どの壁からも1m離れるものとする（イメージ図4・5）。パイプはステンレス製かアルミ製とし、パイプ径は30～90mmとする。また、パイプ格子本体と感覚統合器具（最高重量13Kg）の重量に加え、大人2名、子ども1名がぶら下がり激しい揺れを繰り返し行っても十分な強度を保つものとする。

なお、パイプ格子の取り付けが困難な場合には3mのパイプ（イメージ図7）を1m間隔で5本、2室それぞれの天井中心付近に取り付けるものとする（イメージ図6）。重量に関する使用はパイプ格子と同様。

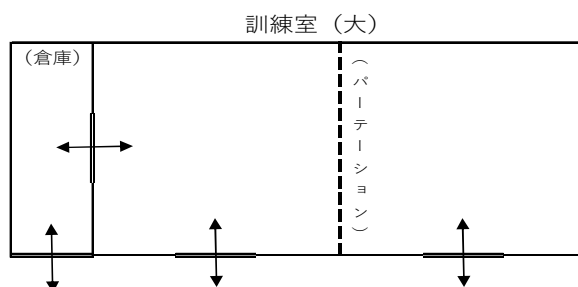
また、パイプの取り付けが困難な場合には、2室の天井中心付近に、1mおよび1.5m間隔でそれぞれ15個の天井フック（イメージ図2）を取り付ける（イメージ図8・9）。フック1つにかかる重量は1,596Kgに耐えられるものとする（最も重い器具を使用し激しく繰り返し使用したことを想定）。

- 指導室内に指導遊具や検査用具等を入れる倉庫（10㎡程度）を設けること。倉庫内の壁は棚を設置することができるような壁の強度を保つこと。
- 個別指導室（大）のは、倉庫を除く70㎡程度を可動式の壁で区切り、必要に応じて2室にして使用できるような作りになること。

パーティションで区切った部屋2室は、できるだけ正方形に近い形になるとよい。

- 訓練室への出入口は、2か所設置し（2室に区切った場合に1か所ずつ使用できるようにする）、車いすや大型遊具の出し入れが可能となるよう、1,000mm以上開口する引き戸とすること。また、倉庫には、訓練室からの出入り口（開口部1,000mm以上の引き戸）と廊下からの出入り口を設ける。
- 出入口の段差は設けないこと。
- 室内に小児用手洗い場を2か所設置すること（温水蛇口を1つずつ）。2か所の洗面台のうち、1か所は座位保持や車いす使用時に使えるものにするため、洗面台（蛇口）同士の空間を確保する。また、手洗い場の周囲の壁に手すりを設置できるとよい。
- 水回りの床は木材以外で耐水性のあるものを使用する。
- 個別指導室（大）の1室につき、4か所以上の電気コンセントを配置すること。また倉庫内にも2か所配置すること。
- 体温調節が難しい児童に配慮し、可能であれば床暖房を設置すること。
- 個別訓練室（大）は、遊戯室と同じフロアになるようにする。
- 天井の照明はダウンライトタイプを使用する。

➤ 訓練室(大)の配置案



・個別訓練室(小)(必要諸室 No.5)については、以下を満たすこと。

- 訓練室 2 室の間にマジックミラーを備えた観察室(10 m²程度)を設置する。観察室の一部を倉庫として使用できるようにし、訓練室からの出入口を設ける。
- 訓練時の声が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう遮音できる仕様とすること。

・遊戯室・倉庫(必要諸室 No.7)

- 遊戯室は、可動式の壁(パーティション)で区切り、必要に応じて 2 室にして使用できるような作りになること。
- 可動式の壁(パーティション)はできるだけ遮音できる仕様のものを使うこと。
- 遊戯室への出入口は、2か所設置し(2 室に区切った場合に 1 か所ずつ使用できるようにする)、車いすや大型遊具の出し入れが可能となるよう、1,000mm 以上開口する引き戸とすること。また、倉庫には、遊戯室からの出入り口(開口部 1,000mm 以上の引き戸)と廊下からの出入り口を設ける。(仕様は訓練室(大)配置案と同様)
- 天井は吊り下げ遊具を自由に取り付けられる仕様とすること。天井がその強度を満たすこと。(天井の仕様については、訓練室大と同様)

・相談室、相談室(大)(必要諸室 No.8)

- 相談室は、10 m²以上の仕切られた空間とし、鍵をつけた上で、建物の出入口から遠い場所に 4 室配置すること。
- 相談室(大)は、18 m²以上の仕切られた空間とし、鍵をつけた上で、入口から遠い場所に配置し、出入口の間口は 1,000 mm以上とすること。
- 相談の音が隣室に極力聞こえないよう、また、階上の足音が極力聞こえないよう遮音できる仕様とすること。
- 相談者がリラックスした雰囲気の中で相談できるよう、閉塞感のない内装等工夫すること。換気の点からも、窓があることが望ましい。
- 1階に設置する場合、相談者のプライバシーを確保するため、外部から直接室内が見えないような配慮があること(すりガラス、植栽等)。

2024.1.26

- 来所した人がわかるように、できるだけ事務室や受付の近くに配置すること。

・ 医務室(必要諸室 No.9)

- 大人用ベッド、冷蔵庫、薬棚等が設置できるスペースを確保すること。
- ベッド周囲をカーテンで囲めるカーテンレールが設置できること。

・ 調理室(必要諸室 No.12)

- シンク、コンロ、レンジフードを設置すること。
- 食事の準備ができる作業台があること。
- 持参した食品を衛生的に保管できるスペースがあること。
- 指導訓練室 C の近くに配置すること。

・ 小児用トイレ(必要諸室 No.13)

- 1箇所に子ども用洋式大便器 3 台、子ども用立便器 2 台、子ども用手洗い 3 台、大人用様式大便器1台を設置し、指導訓練室 ABC がある階は、遊戯室および指導訓練室近くおよび指導訓練室の間等に 3 箇所以上設けること。その際、各個室内は、大人が介助できるスペースを確保すること。
その他の階は、各階に1箇所以上設けること。
- トイレ内にオムツ交換ができるスペースを設けること。

・ シャワー室(必要諸室 No.14)

- 活動で汚れた時に立ったまま流せるシャワー室を設けること。脱衣の為の更衣室も併設すること。
- 脱衣室等に洗濯機が 2 台(汚れ物とそうでないものを分けるため)置けるスペースがあること。

・ 便所(必要諸室 No.22)

- 多目的トイレのうち、1箇所以上はオストメイト対応とし、ベッドも設置すること。

③ 設備に関する要求水準

- ・ 設備計画に関する要求水準は以下のとおりである。「② 施設に関する要求水準」に別途記載のあるものは、その記載内容にも従うこと。
- ・ 電気設備は、将来の変更及び増設の対応を考慮し、かつ更新に対応すべくスペースの確保を十分に考慮したものとし、風水害、地震、落雷、停電、火災等も十分配慮したものとすること。
- ・ 諸室に一般のコンセントを設置すること。
- ・ 電灯設備・動力設備の各盤に必要な電源を供給すること。
- ・ 空調、衛生各負荷に対する電源を必要箇所へ供給すること。
- ・ 構内情報通信網設備は、情報ラック及び配管サイズ本数は将来の増設・更新を十分配慮したス

2024.1.26

- ース及び内容とすること。
- ・ 換気設備は、居住環境に適した空気清浄度等を実現できるように、衛生的経済的に適切な方式を採用すること。
 - ・ 排煙設備は、関係法令等に適合した設備とし、避難経路の確保のため、安全性・信頼性に配慮した合理的な方式とすること。
 - ・ 給水・給湯設備は、必要箇所に供給できるように衛生的経済的に適切な方式を採用すること。
 - ・ 排水設備は、必要箇所において速やかな排水が可能ないように、排水の種類及びインフラ設置状況に応じて、適切な方式を採用すること。
 - ・ ガス設備は、空調熱源、給湯熱源ほか、必要箇所に、必要容量のガスを、安全性を確保した上で供給できるシステムとすること。

④ 外構に関する要求水準

- ・ 人の通行が少ない敷地内の場所に、児童発達支援センター用のプール遊びや砂場等の簡単な外遊びができる園庭を設けること。屋外に設けることが難しい場合は、屋上に設置しても良い。
- ・ 外遊びの道具等を収納する倉庫の設置できるスペースを設ける。
- ・ 園庭内に手洗い場所を設置すること。
- ・ 利用者のプライバシーに配慮した園庭とすること。
- ・ 西側駐車場と正面玄関の間に雨風をしのげるような屋根等がついた通路(車いすと介助者が通行できる幅)を設けること。

图 1

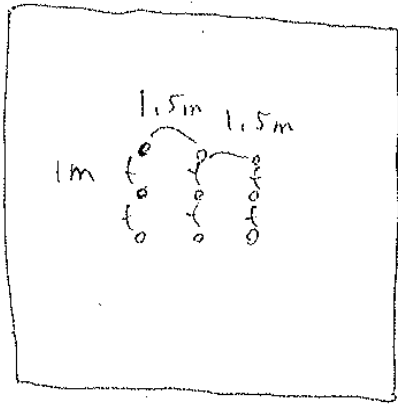


图 2



图 3



图 4

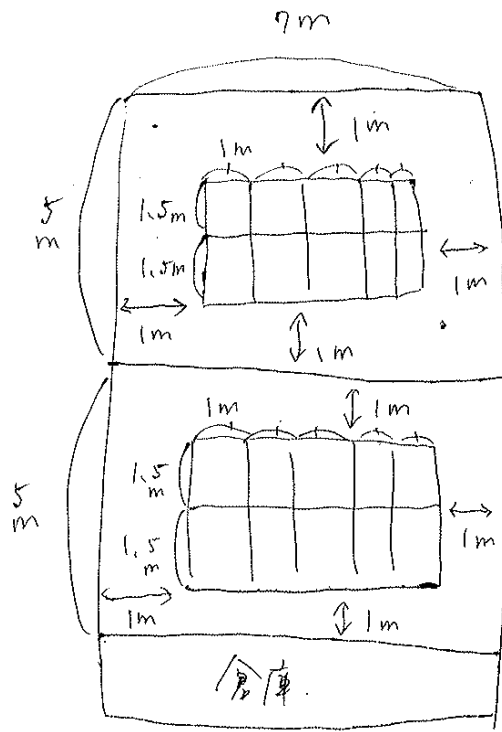


图 5

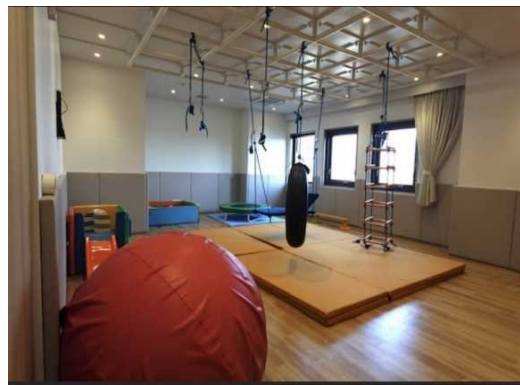


图 6

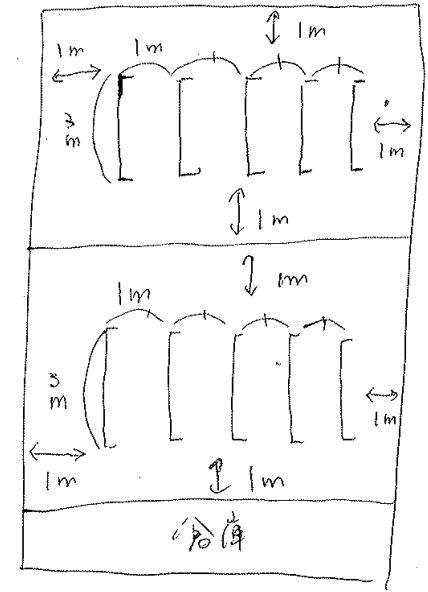


图 7



パシフィックサプライによると、最も重量がある感覚統合器具はスペースリングで製品重量が13Kg、最大搭載荷重が120Kg。1本で吊り下げた場合、安全率による耐荷重は、 $\frac{（製品重量 + 最大搭載重量） \times 激しい繰り返し荷重の安全率12倍}{吊り下げロープ数}$ となり、1.596Kgとなる。（安全率は静的荷重3倍、片振りの繰り返し荷重5倍、両振りの繰り返し荷重8倍、激しい繰り返し荷重12倍）

参考

図8

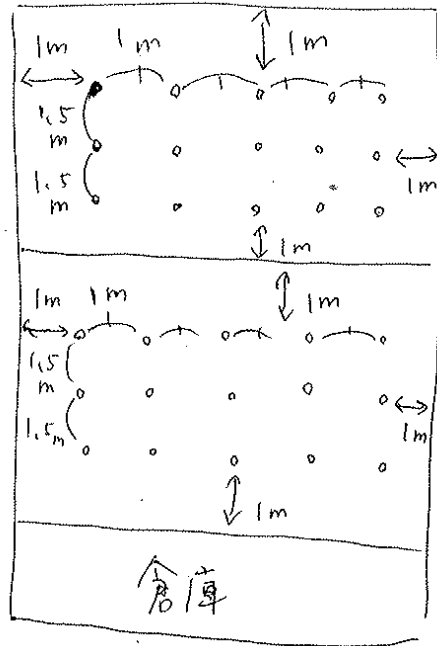


図9



安全率の目安

動的な荷重

静的な荷重	片振りの繰り返し荷重	両振りの繰り返し荷重	激しい繰り返し荷重
	5	8	12